

委員会録

- 名称 予算特別委員会（1日目）
- 日時 令和4年3月15日午前9時30分から至午後4時29分
- 場所 和束町議会議場
- 出席委員 委員長 岡田 勇 副委員長 村山 一彦
委員 8名 欠席 0名
- 説明出席者 町長 副町長 管理職員
- 議長等 議長 岡田 泰正 副議長 岡田 勇
議会事務局 局長 島川 昌代 書記 西田 絵美

令和4年和束町予算特別委員会

○議長（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。本日は、予算特別委員会にご参集いただき、ご苦勞さまです。

初めての予算特別委員会でありますので、委員会条例第9条の規定によりまして、年長の岡田 勇委員に臨時委員長をお願いいたします。委員長と交代いたします。

○臨時委員長（岡田 勇君）

年長の故をもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。

ご協力のほどお願いをいたします。

ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

これより、予算特別委員長の選挙を行います。

委員長の選挙は、指名推選の方法により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、委員長の選挙は、指名推選の方法で行います。

指名は、私から指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認め、私、岡田 勇を委員長に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、私、岡田 勇が委員長に当選いたしました。

ただいま委員長に当選しました、私、岡田 勇より就任のご挨拶をいたします。

本来、演台にてご挨拶をさせていただかなければなりません、腰の治療中であり、移動にも困難を来すために、委員長席から失礼をいたします。

予算特別委員会委員長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは皆様方のご推挙をいただき、予算特別委員長に就任させていただきました。皆様の協力を得まして、一生懸命努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、令和4年度の予算につきましては、第5次総合計画に基づく総額53億8,740万円の予算編成となっております。委員の皆様におかれましては、この1年間の事業内容について、住民の目線に立ち、活発に質疑を行っていただきたいと思っております。

また、町長はじめ職員の皆様方におかれましては、明快なる答弁をお願いいたします。

2日間、スムーズな審議になりますようお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（岡田 勇君）

それでは、副委員長の選挙を行います。

副委員長の選挙は、指名推選の方法により、私から指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認め、副委員長に村山一彦委員を指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、村山一彦委員が副委員長に当選されました。

村山一彦委員に、この旨、告知いたします。

これより議事に入ります。

本委員会に付託された議案第3号から議案第9号まで、令和4年度和東町一般会計予算及び和東町各特別会計予算を一括議題といたします。

提案理由については施政方針を本会議で述べられましたので、副町長及び担当課長

から議案についての説明を求めます。

なお、説明に当たっては、議案書は款のみの数字にとどめ、事項別明細書については特に重要なもののみとし、簡単明瞭に願います。

それでは、副町長から順次説明願います。

副町長。

○副町長（奥田 右君）

皆さん、おはようございます。

2日間よろしく願いいたします。

それでは、私のほうから、令和4年度当初予算の概要と主要事項説明書によりまして、若干説明させていただきたいと思います。

それでは、1ページを開けていただきまして、まず、会計別予算の総括でございます。

令和4年度予算額一般会計で34億5,000万円となっております。比較増減額で1億3,450万円の増ということで、伸び率としましては4.1%の伸びとなっております。主な要因としましては、和東保育園の耐震工事や総合保健福祉施設の整備事業によりますハード面の関係の伸びでございます。

次に、特別会計でございます。全体で19億3,740万円、比較増減で△5,380万円、△2.7%となっております。

会計別に言いますと、湯船財産区特別会計で210万円、△270万円、△56.3%の減となっております。これにつきましては、人件費の減が主な要因でございます。

次に、国民健康保険特別会計でございます。全体で6億7,120万円、△3,970万円、△5.6%となっております。中身としまして、事業勘定で5億8,700万円、△2,320万円、△3.8%の減ということで、主な要因につきましては、保険給付費の減が主な要因でございます。

続きまして、直診勘定でございます。8,420万円、△1,650万円、△16.4%の減となっております。これにつきましては、人件費の減と診療所収入の減が主な要因でございます。

次に、簡易水道事業特別会計でございます。2億870万円、1,110万円の増、5.6%の伸びとなっております。これにつきましては、料金改正によるものでございます。

次に、下水道事業特別会計でございます。2億5,130万円、△3,110万円、△11%となっております。これにつきましては、主な要因は、公債費の減と、あと、祝橋の架け替え工事の関係で下水道事業の附帯工事がなくなったことが主な要因でございます。

次に、介護保険特別会計で全体で7億2,220万円でございます。420万円、0.6%の伸びとなっております。中身としましては、保険事業勘定で7億1,500万円、390万円の増、0.5%の伸びとなっております。これにつきましては主な要因は、第9期介護保険事業の計画の委託料が主な増の要因でございます。

次に、サービス勘定でございます。720万円、30万円の増、4.3%の伸びとなっております。これにつきましても、介護予防計画の委託料が予定しております。委託料の伸びが主な要因でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。8,190万円、440万円、5.7%の伸びとなっております。これにつきましては、広域連合の負担金が主な要因でございます。

令和4年度の予算の一般会計・特別会計で総額ですけれども、53億8,740万円、8,070万円の増、1.5%の伸びとなっております。

次に、めくっていただきまして、2の一般会計予算の歳入歳出の内訳でございます。単位は千円で、増減の伸び率は%となっております。主なものを紹介させていただきます。

まず、町税でございます。3億4,770万8,000円、増減でいいますと323万円、0.9%の伸びとなっております。これにつきましては、令和3年度はコロナ特別措置でされておりました減額関係が令和4年度は元に戻りました関係で、家屋、また軽自動車の部門で伸び率となっております。

次に、6款法人事業税交付金でございます。337万円、増減率で165万9,000円、97.0%の伸びとなっております。これにつきましては、法人税割の従業員数割の変更が主な要因となっております。

次に、10款地方特例交付金でございます。これにつきましては116万7,000円、△319万8,000円、△73.3%となっております。これにつきましては、コロナによります地方減収補填特別交付金が終了したことによります減額となっております。

次に、11款地方交付税でございます。17億5,802万5,000円、6,564万9,000円、3.9%の伸びとなっております。これにつきましては、令和3年から令和4年のみなんですけれども、地域デジタル社会推進費の増額並びに過疎債の償還額の増が主な要因となっております。

次に、15款国庫支出金でございます。2億5,794万8,000円、△1億4,381万4,000円、△35.8%となっております。これにつきましては、道路局所管の補助金でございます。祝橋、また石寺橋の事業費の減が主な要因でございます。

16款府支出金でございます。1億7,653万円、1,451万円、9.0%の伸びとなっております。これにつきましては、参議院、また知事選の選挙の委託費が今回組み込まれております。それによります増が主な要因でございます。

次に、19款繰入金でございます。1億5,732万3,000円、8,369万2,000円、113.7%の伸びとなっております。これにつきましては、財政調整基金の繰入れ、また減債基金の繰入れ、地域福祉基金の繰入れを入れております。それに伴います伸びでございます。

次に、21款諸収入でございます。5,966万1,000円、3,777万2,000円、172.6%の伸びとなっております。これにつきましては、昨年、町営住宅の火災がございました。それに伴う保険料の収入がございました。それが3,023万7,000円入ってきております。それに対するの伸びでございます。

22款町債でございます。4億4,610万円、7,160万円、19.1%の伸びとなっております。これにつきましては、和東保育園の耐震、また総合保健福祉施設関係の町債の発行の伸びが主な要因でございます。

次に、3ページでございます。

目的別歳出でございます。これにつきましても、主なもののみ紹介させていただきます。

まず、総務費でございます。5億9,975万8,000円、3,753万8,000円、6.7%の伸びでございます。これにつきましては、電子計算費の増が主な要因となっております。

次に、3款民生費でございます。10億1,216万円、2億9,267万円、40.7%の伸びとなっております。主な要因につきましては、和東保育園の耐震工事並びに総合福祉施設の整備事業が主な要因となっております。

次に、7款土木費でございます。3億4,456万1,000円でございます。△2億267万7,000円、△37.0%ということで、これにつきましては、先ほども触れましたけれども、祝橋、また石寺橋整備事業の減でございます。

11款公債費でございます。3億7,496万5,000円、1,440万1,000円、4.0%の伸びでございます。これにつきましては、3年据置きの元金償還が入ってきております。その関係の伸びが主な要因でございます。

次に、4ページをよろしく願いたします。

性質別歳出でございます。これも主なもののみ説明させていただきます。

まず、人件費の議員委員等報酬の伸びでございます。751万円、18.1%の伸

びとなっております。これにつきましては、参議院、また知事選の投開票の報酬並びに消防団員の報酬の伸びが主な要因でございます。

3款維持補修費でございます。3,401万6,000円の増となっております。これにつきましては、河川の浚渫を今年組んでおります。その関係の伸びが主な要因でございます。

6款普通建設費、2項単独事業費の伸びでございます。2億7,390万9,000円、317.4%の伸びとなっております。これにつきましては、単独としまして、和東保育園の改修、また先ほども説明しました総合保健福祉施設の整備が主な要因でございます。

12款繰出金でございます。△709万4,000円、△1.6%の減となっております。これにつきましては、下水道元利償還の減が主な要因でございます。

次に、5ページの当初予算の5年間の推移を示させていただいております。これはお目通しをお願いいたしたいと思っております。

次に、6ページをよろしく申し上げます。

一般会計主要事業の説明事項でございます。

これにつきましては、第5次総合計画、6つの郷づくりにちなんで予算編成をさせていただいております。

まず、1番としまして、「子どもから高齢者までの全ての住民が健やかに暮らせる郷」ということで8億1,402万円を組ませていただいております。

中身としましては、人権尊重社会の形成ということで888万3,000円組んでおります。人権ふれあいセンター運営事業717万3,000円が主な事業でございます。

次に、地域福祉の推進ということで2,180万円組ませております。主な中身としましては、2番目ですけれども、社協職員設置事業1,822万4,000円を組んでおります。次に、保健・医療体制の充実ということで2億3,012万8,000円

を組んでおります。

7 ページに主な要因としまして、新しく総合保健福祉施設整備事業ということで1億740万4,000円、また国民健康保険特別会計事業勘定繰出金として4,316万円を組ませていただいております。

次に、子育て支援の充実ということで1億8,980万4,000円組んでおります。主なものは、保育所運営事業として9,994万3,000円、また、一番下ですけれども、児童手当給付事業として3,307万6,000円を組ませていただいております。

次に、8 ページをめくっていただきまして、上から4つ目ですけれども、子育て応援給付金、今年は単独ということで独自の事業として150万円、新生児10万円15人分を新たに組ませていただいております。

次に、高齢者対策の充実ということで2億3,255万7,000円を組んでおります。主なものとしては、介護保険特別会計保険事業勘定繰出金で1億957万5,000円、また、一番下ですけれども、後期高齢者療養給付事業で6,909万7,000円を組んでおります。

9 ページに成年後見の関係の支援事業として35万4,000円新しく入っております。また、介護人材確保事業30万円も新事業として入れさせていただいております。

次に、障がい者支援の充実でございます。1億3,084万8,000円を組んでおります。主な事業としましては、障害者自立支援給付事業1億302万7,000円組ませていただいております。

次ページをよろしく申し上げます。

次に、2番目としまして、「生きる力を育む教育と生涯にわたった学びの郷」ということで2億3,040万6,000円を組ませていただいております。

まず、学校教育の充実ということで2億1,003万1,000円を組んでおります。

これにつきましては、その下の相楽東部広域連合の教育費の分ですけれども、2億1,003万1,000円が主な内容でございます。

あと、生涯学習の充実で757万5,000円、海洋センターの管理事業で645万7,000円が主な事業でございます。

次に、国内外の交流と国際化への対応で700万円を組んでおります。主な事業としましては、農観連携コミュニティ創生事業として700万円組ませていただいております。

次、11ページをよろしく申し上げます。

歴史文化の保全と継承580万円でございます。文化的景観調査事業として580万円が主な事業でございます。

次に、3番目の「自然と共生し、安心・安全な郷」ということで7億5,694万8,000円組んでおります。

まず、防災・防犯体制の充実ということで3億4,201万3,000円組ませていただいております。主な事業にしましては、相楽中部消防組合負担金1億3,425万6,000円、それと一番下ですけれども、和東保育園耐震改修事業で1億6,151万4,000円を今年新たに組んでおります。

次に、河川環境の整備ということで3,000万円。先ほども触れましたけれども、河川の浚渫事業3,000万円を入れさせていただいております。

上・下水道の整備ということで2億1,506万4,000円を組んでおります。次ページをよろしく申し上げます。下水道事業特別会計繰出金1億3,545万4,000円、これが主な事業でございます。

次に、森林保全と治山・治水の関係で1,531万4,000円を組んでおります。森林経営管理事業で803万5,000円が主な事業でございます。

次に、環境と共生した生活スタイルの確立ということで1億5,455万7,000円組んでおります。じん芥処理費で1億2,408万8,000円が主な事業ござい

ます。

次に、13ページをよろしく申し上げます。

「お茶観光を軸とした交流の郷」ということで9,792万7,000円を組ませていただいております。まず、農林業振興で3,705万5,000円ということで、農業次世代人材投資資金給付事業で676万1,000円が主な事業でございます。

次に、14ページをよろしく申し上げます。

今年新たに入れておりますのが、下から2番目、和東茶ブランドの確立事業300万円と地域ブランド育成支援事業150万円、これは令和4年度新たに組ませていただいております。

次に、活力を生み出す商工業の振興ということで1,604万円を組んでおります。和東町雇用促進事業で869万円が主な事業となっております。

次に、15ページをお願いします。

波及効果を高める観光・交流産業の展開ということで2,291万7,000円を組んでおります。主な事業としましては、観光案内所管理運営事業で473万9,000円、それと新規で景観保全事業で552万5,000円を組ませていただいております。これが主な事業でございます。

次に、16ページをよろしくお願いたします。

新たな産業の創出ということで2,191万5,000円組んでおります。主な事業につきましては茶源郷和東にぎわい創出プロジェクト事業1,097万円で、新規事業としましては下から3つ目の和東茶の特産品の開発事業400万円、また、みんなが主役の地域振興事業200万円が新たに新規で組ませていただいております。

次に、「快適で美しい環境の郷」ということで3億8,322万7,000円組んでおります。まず、移住・定住促進と快適な住環境の整備ということで1億699万4,000円を組ませていただいております。移住・定住促進事業1,712万円、17ページ、地域おこし協力隊事業1,258万2,000円が主な事業でございます。あ

と、住宅管理事業で6,051万円が大きくなっております。これにつきましては、第2中西団地の火災の修繕がここに入っております。その関係で膨らんでおります。

道路網の整備でございます。2億1,796万1,000円組んでおります。主な中身としましては、祝橋整備事業で1億1,670万5,000円、町道撰原下島線拡幅改良事業5,813万円が主な事業でございます。

次に、18ページをよろしくお願ひします。

公共交通システムの充実ということで4,947万9,000円組んでおります。路線バス対策事業で4,635万7,000円が主な事業でございます。一番下のにぎわい回復周遊バス支援事業で180万円、これは新たな事業でございます。

公園・緑地整備で879万3,000円を組んでおります。和東運動公園管理事業659万円が主な事業となっております。

次に、19ページをよろしくお願ひします。

「住民と行政のパートナーシップによる郷」ということで1億2,501万4,000円を組んでおります。主な事業ですけれども、まず、住民参画のまちづくりです。和東町協働のまちづくり補助金50万円が主な事業でございます。

情報システムの強化と公開の推進ということで8,242万5,000円を組んでおります。電子計算費の7,218万2,000円が主な事業でございます。

次に、効率的・効果的な行財政運営ということで1,292万1,000円を組んでおります。戸籍電子化事業804万3,000円が主な事業でございます。

次に、20ページでございます。

広域行政の推進ということで2,916万8,000円を組んでおります。相楽東部広域連合負担金（総務費・民生費分）2,220万4,000円が主なものでございます。

以上で、令和4年度当初予算の概要と主要事項の説明とさせていただきます。

この後、関係課長からまた説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

それでは、続きまして、私のほうから議案の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第3号

令和4年度和束町一般会計予算

令和4年度和束町一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億5,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月10日提出

1枚おめくりいただきたいと思います。

第1表 歳入歳出予算の歳入でございます。

款、金額の順に説明を申し上げます。

1款町税、3億4,770万8,000円。

2款地方譲与税、3,723万9,000円。

3款利子割交付金、30万9,000円。

4款配当割交付金、220万1,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、180万円。

6款法人事業税交付金、337万円。

7款地方消費税交付金、7,778万9,000円。

8款ゴルフ場利用税交付金、1,204万7,000円。

9款環境性能割交付金、536万6,000円。

10款地方特例交付金、116万7,000円。

11款地方交付税、17億5,802万5,000円。

12款交通安全対策特別交付金、20万円。

13款分担金及び負担金、7,093万3,000円。

14款使用料及び手数料、2,903万9,000円。

15款国庫支出金、2億5,794万8,000円。

16款府支出金、1億7,653万円。

17款財産収入、24万4,000円。

18款寄付金、1,000円。

19款繰入金、1億5,732万3,000円。

20款繰越金、500万円。

21款諸収入、5,966万1,000円。

2 2 款町債、4 億 4,610 万円。

歳入合計 3 4 億 5,000 万円でございます。

1 枚おめくりください。

続きまして、歳出でございます。

こちらにつきましても、款、金額の順に説明を申し上げます。

1 款議会費、5,332 万 9,000 円。

2 款総務費、5 億 9,975 万 8,000 円。

3 款民生費、1 0 億 1,216 万円。

4 款衛生費、4 億 8,109 万 3,000 円。

5 款農林業費、1 億 3,176 万 2,000 円。

6 款商工費、3,954 万 6,000 円。

7 款土木費、3 億 4,456 万 1,000 円。

8 款消防費、1 億 8,325 万円。

9 款教育費、2 億 1,003 万 1,000 円。

1 0 款災害復旧費、1,453 万 5,000 円。

1 1 款公債費、3 億 7,496 万 5,000 円。

1 2 款諸支出金、1 万円。

1 3 款予備費、500 万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

1 枚おめくりいただきまして、続きまして、第 2 表 地方債でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明申し上げます。

路線バス維持管理事業（過疎対策）、3,920 万円、証書借入れ又は証券発行。

年 5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する

ものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

続きまして、総合福祉保健施設整備事業（過疎対策）、8,780万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては先ほどと同様でございますので、以降、省略をさせていただきます。

すこやかエンジェル基金積立事業（過疎対策）、600万円。

和束保育園改修事業（過疎対策）、1億3,470万円。

和保育園耐震事業（緊急防災・減災事業）、2,670万円。

橋梁補修事業（過疎対策）、400万円。

舗装維持管理事業（過疎対策）、310万円。

祝橋整備事業（過疎対策）、4,530万円。

石寺橋整備事業（過疎対策）、560万円。

町道撰原下島線拡幅改良事業（過疎対策）、2,610万円。

河川浚渫事業（緊急浚渫推進事業）、3,000万円。

小型ポンプ付き積載軽自動車（緊急防災・減災事業）、650万円。

災害復旧事業、560万円。

臨時財政対策債、2,550万円。

計、4億4,610万円でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和4年度和束町一般会計予算No.3に基づきまして説明を続けさせていただきたいと思っております。

なお、令和4年度から説明書の様式が変わっておりますので、それに沿って説明をさせていただきたいと思っております。

1ページから4ページまでにつきましては、総括ということで、議案書と重複しますので、省略をさせていただきます。

5ページ、6ページをお願いします。

まず、歳入でございます。

私のほうからは、款、項、目、本年度予算額、説明の順に説明をさせていただきます。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人、1 億1,313万3,000円。主なものにつきましては、現年度分の均等割で546万9,000円、所得割で1億546万4,000円ということでございます。

同款、同項、2 目法人、1,389万6,000円。こちらにつきましては、現年課税分ということで、均等割で1,189万6,000円、法人税割で190万円を計上しております。

同款、2 項固定資産税、1 目固定資産税、1 億7,796万6,000円。主なものにつきましては、現年度分ということで、土地で4,740万8,000円、家屋で7,270万3,000円、償却資産で5,385万5,000円を計上させていただいております。

同款、3 項軽自動車税、2 目種別割、2,058万6,000円。現年度分で2,028万6,000円を計上させていただいております。

同款、4 項市町村たばこ税、1 目市町村たばこ税、1,989万3,000円。こちらにつきましても、現年課税分でございます。

2 款地方譲与税、2 項自動車重量譲与税、1 目自動車重量譲与税、2,001万6,000円。こちらにつきましても、自動車重量譲与税を計上させていただいております。

同款、4 項地方揮発油譲与税、1 目地方揮発油譲与税、705万5,000円。こちらにつきましても、地方揮発油譲与税ということでよろしく申し上げます。

同款、5 項森林環境譲与税、1 目森林環境譲与税、予算額が1,016万8,000円でございます。

続きまして、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

7 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、1 目地方消費税交付金、7,778 万 9,000 円でございます。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、1 目ゴルフ場利用税交付金、1,204 万 7,000 円でございます。

続きまして、9 ページ、10 ページをお願いいたします。

11 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、17 億 5,802 万 5,000 円。こちらにつきましては、普通交付税で 16 億 802 万 5,000 円、特別交付税で 1 億 5,000 万円を計上させていただいております。

13 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目総務費負担金、6,655 万 8,000 円。主なものにつきましては、1 節総務管理費負担金で、相楽東部広域連合職員人件費負担金 6,155 万 8,000 円、京都地方税機構派遣職員人件費負担金を 500 万円を計上させていただいております。

同款、同項、2 目民生費負担金、437 万 5,000 円。こちらにつきましては、主なものが 2 節児童福祉費負担金ということで 207 万 4,000 円、学童保育所保育料 195 万円でございます。なお、令和 4 年度の今回の予算につきましては、保育料の 0 歳児から 2 歳児までの保育料につきましては、実質負担がゼロということでございますので、今回の予算には計上させていただいておりません。

続いて、14 款使用料及び手数料、1 項使用料、5 目土木使用料、11 ページ、12 ページでございます。1,140 万円。主なものにつきましては、2 節住宅使用料 887 万 5,000 円、このうち町営住宅使用料で 786 万 3,000 円計上させていただいております。

同款、2 項手数料、3 目衛生手数料、908 万 1,000 円。主なものにつきましては、2 節清掃手数料、し尿処理手数料 895 万 2,000 円を計上しております。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、9,065 万 3,000 円。主なものにつきましては、1 節社会福祉費負担金 6,800 万 9,000 円、こ

のうち障害者自立支援給付費負担金で5,129万円を、障害者医療国庫負担金で534万円、低所得者保険料軽減負担金525万円、また、54節児童手当国庫負担金で2,264万4,000円計上させていただいております。

同款、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で1,786万9,000円。1節総務管理費補助金ということで、主なものにつきましては、個人番号カード交付事務費補助金312万7,000円、社会資本総合交付金、地籍調査に係る部分で200万円、文化的景観保護推進事業補助金で290万円、めくっていただきまして、13ページ、14ページでございますが、地方創生交付金7事業で539万9,000円、コロナ対応地方創生臨時交付金のにぎわい回復周遊パス支援事業180万円が主なものでございます。

同款、同項、2目民生費国庫補助金で883万6,000円。主なものにつきましては、2節児童福祉費補助金681万6,000円、このうち保育対策総合支援事業費補助金193万3,000円、子ども・子育て支援交付金463万1,000円を計上しております。

同款、同項、6目土木費国庫補助金、1億2,069万7,000円。主なものにつきましては、3節道路橋りょう費補助金ということで1億1,869万7,000円を、このうち橋りょう長寿命化修繕計画補助金で638万円、社会資本整備総合交付金（道路）で3,480万円、道路局所管補助金（橋りょう）で7,751万7,000円を計上させていただいております。

15ページ、16ページをお願いいたします。

16款府支出金、1項府負担金、1目民生費府負担金、7,248万9,000円。

主なものにつきましては、1節社会福祉費負担金5,083万4,000円、このうち国保基盤安定負担金で1,989万4,000円を、障害者自立支援給付費負担金で2,564万5,000円。

3節老人福祉費負担金で1,647万7,000円を、こちらにつきましては、後期

高齢者医療保険基盤安定負担金でございます。

また、17節児童手当府負担金で517万8,000円を計上させていただいております。

同款、2項府補助金、1目総務費府補助金、2,196万7,000円。主なものとしたしまして、1節総務管理費補助金で2,192万1,000円を、このうち移住促進住宅整備事業費補助金360万円、結婚・子育て応援住宅総合支援事業費補助金200万円、きょうと連携交付金（行政情報ネットワーク事業）で1,200万9,000円を計上させていただいております。

同款、同項、2目民生費府補助金、3,122万円。主なものにつきましては、1節社会福祉費補助金2,201万9,000円、このうち老人医療給付で320万円を、重度心身障害老人健康管理事業費補助金で256万9,000円を、福祉医療給付（障害者）分で303万円を、隣保館運営等事業費補助金で676万1,000円を、またきょうと連携交付金として総合保健福祉施設整備事業で220万9,000円を計上させていただいております。

2節児童福祉費補助金で920万1,000円、主なものが、福祉医療給付（子育て支援）283万8,000円、子ども・子育て支援交付金463万1,000円を計上させていただいております。

17ページ、18ページをお願いします。

同款、同項、4目農林業費府補助金で2,726万円。主なものとしたしまして、1節農業費補助金2,374万円、このうち農業委員会等補助金275万7,000円、中山間地域等直接支払交付事業補助金282万8,000円を、共同製茶等省力化推進事業補助金443万5,000円、農業次世代人材投資資金675万円を計上させていただいております。

同款、3項委託金、1目総務費委託金、1,846万9,000円。主なものにつきましては、1節徴税費委託金、個人府民税取扱費委託金474万円。

また、3節選挙費委託金として1,359万2,000円。こちらにつきましては参議院議員選挙委託金845万9,000円、京都府知事選挙委託金513万3,000円でございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、8,188万1,000円。財政調整基金繰入金を計上しております。

同款、同項、2目減債基金繰入金、5,143万8,000円。

また、同款、同項、54目地域福祉基金繰入金、940万円。合わせまして、58目豊かな森を育てる基金繰入金812万4,000円を計上させていただいております。

21ページ、22ページをお願いいたします。

21款諸収入、4項雑入、1目雑入5,864万5,000円でございます。主なものといたしまして、2節雑入ということで5,394万5,000円、このうち雇用促進協議会事務費負担金で869万円、建物災害共済保険料で3,023万7,000円、京都府市町村振興協会市町村等交付金で431万2,000円を計上させていただいております。

23ページ、24ページをお願いします。

22款町債、1項町債、1目総務債で3,920万円。1節総務管理債で過疎対策事業債（路線バス維持管理事業）3,920万円でございます。

同款、同項、2目民生債で2億5,520万円、1節社会福祉債で8,780万円、こちらにつきましては、過疎対策事業債（総合保健福祉施設整備事業）でございます。

2節児童福祉債で1億6,740万円、こちらの内訳といたしまして、過疎対策事業債（すこやかエンジェル基金積立）600万円、過疎対策事業債（和東保育園改修事業）1億3,470万円、緊急防災・減災事業債（和東保育園耐震事業）で2,670万円を計上しております。

同款、同項、6目土木債で1億1,410万円。主なものとしたしまして、1節道路橋りょう債8,410万円、このうち過疎対策事業債（祝橋整備事業）で4,530万円、同じく、過疎対策事業債（石寺橋整備事業）で560万円、また、（町道撰原下島線拡幅改良事業）で2,610万円を計上しております。

2節河川債で3,000万円、こちらにつきましては、緊急浚渫推進事業債ということでもよろしくお願ひいたします。

同款、同項、10目臨時財政対策債2,550万円。こちらにつきましては、臨時財政対策債として計上しております。

25ページ、26ページをお願いいたします。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

○委員長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいまから午前10時40分まで休憩します。

休憩（午前10時27分～午前10時40分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開き、説明を続けます。

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、説明を続けさせていただきます。

予算に関する説明書をお願いいたします。

予算に関する説明書25ページ、26ページをお願いいたします。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

こちらにつきましても款、項、目、本年度予算額、説明、特に今回につきましては、事業ごとに主なものの説明とさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、5,332万9,000円。主なものとした

しまして、議会議員人件費 3,382 万 8,000 円、また、議会職員人件費として 1,553 万 4,000 円が主な内容でございます。

続きまして、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額が 3 億 8,028 万 7,000 円でございます。

主なものにつきましては、事業ごとでございますので、特別職人件費 2,946 万 4,000 円。一般職人件費 1 億 4,886 万 2,000 円。一般管理諸経費といたしまして 3,672 万 9,000 円、このうち共済費の社会保険料、こちらにつきましては、一般会計で予算計上しております会計年度任用職員に係ります社会保険料で 648 万円を。

29 ページ、30 ページをお願いいたします。

また、需用費で 777 万 9,000 円、このうち庁舎の光熱水費で 475 万 2,000 円を。

委託料といたしまして 1,429 万 1,000 円、主なものにつきましては、定期清掃・宿日直業務委託料 469 万円、和東町例規集編集委託料 280 万 5,000 円。

31 ページ、32 ページをお願いいたします。

また、電子計算費の事業といたしまして 7,218 万 2,000 円を、このうち委託料で 1,246 万 1,000 円、主なものにつきましては、電算ネットワーク保守委託料 653 万 9,000 円、電算仮想化基盤更新業務委託料 527 万 8,000 円。

備品購入費といたしまして、総合行政情報ネットワーク機器 3,033 万 9,000 円を、負担金補助及び交付金では京都府町村会情報センター負担金で 1,887 万 8,000 円を計上しております。

また、相楽東部広域連合分の職員人件費として 6,155 万 8,000 円。

海洋センター管理諸経費として 645 万 7,000 円。

33 ページ、34 ページでございますが、相楽東部広域連合事業費として負担金でございますが、2,170 万 4,000 円を計上させていただいております。

同款、同項、2目企画費で5,287万6,000円を計上しております。主なものといたしまして、35ページ、36ページでございますが、地域おこし協力事業費で1,258万2,000円、このうち3名分に係ります報酬等で619万6,000円を、また委託料といたしまして地域おこし協力隊まちづくり事業委託料240万円を計上しております。

和東町文化的景観調査事業費として580万円、このうち和東町文化的景観調査研究委託料529万7,000円が主なものでございます。

次に、移住・定住促進事業費で1,712万円を、主なものといたしまして、委託料、移住・定住促進委託料で250万円、負担金補助及び交付金といたしまして、子育て・三世帯同居等応援住宅総合支援補助金で520万円、また、移住促進住宅整備事業補助金で900万円を計上しております。

次に、37ページ、38ページでございますが、事業名が景観保全事業でございます。こちらにつきましては552万5,000円を計上しております。主なものといたしまして、39ページ、40ページになりますが、負担金補助及び交付金で、まちなみ修景事業補助金510万円。

事業名でございますが、空き家活用による新ビジネス創生事業274万5,000円、こちらにつきましては、委託料で空き家活用プロモーション委託料120万円、また、負担金補助及び交付金でサテライトオフィス空き家改修助成金75万円、サテライトオフィス空き家提供協力金25万円を計上させていただいております。

同款、同項、3目文書広報費で1,399万8,000円を計上しております。

主なものにつきましては、事業名でいいますと広報広聴事業人件費375万5,000円。

めくっていただきまして、41、42ページになりますが、茶源郷行政情報配信システム維持管理事業958万円、こちらの主なものにつきましては、委託料484万円、このうち茶源郷行政情報配信システム保守業務委託料396万円、また議会中継

システム保守料 88 万円、使用料及び賃借料で茶源郷行政情報配信システムサーバー使用料 238 万 7,000 円が主なものとなっております。

同款、同項、4 目活性化対策費で 1,111 万 7,000 円を、主なものといたしまして、事業名、和東運動公園管理事業費で 659 万円、このうち委託料、和東運動公園美化事業委託料で 480 万円。体験交流センター管理諸経費で 295 万 6,000 円、43 ページ、44 ページになりますが、体験交流センターに係ります光熱水費 252 万円が主な内容でございます。

続きまして、45 ページ、46 ページをお願いいたします。

同款、同項、10 目交通安全対策費、512 万 1,000 円を計上しております。主なものにつきましては、交通安全対策事業費 503 万 8,000 円、このうち負担金補助及び交付金で交通安全灯（防犯灯）設置維持管理事業補助金 385 万円が主なものでございます。

同款、同項、11 目地籍調査費で 514 万 9,000 円。こちらにつきましては、地籍調査事務経費ということで 514 万 9,000 円を、このうち委託料の地籍調査委託料で 500 万円を計上しております。

47 ページ、48 ページをお願いいたします。

同款、同項、12 目交通対策費、4,973 万 9,000 円。主なものといたしまして、路線バス対策諸経費 4,732 万 2,000 円、このうち負担金補助及び交付金で路線バス運行維持補助金 4,635 万 7,000 円。

また、事業名になりますが、にぎわい回復周遊パス支援事業、こちらについては 180 万円、主なものにつきましては、負担金補助及び交付金で和東おもてなし商品券補助金 150 万円でございます。

同款、2 項徴税費、1 目税務総務費 2,805 万 2,000 円。一般職員人件費で 2,131 万円が主なものでございます。

49 ページ、50 ページになりますが、税務総務諸経費で 672 万 4,000 円を、

このうち負担金補助及び交付金で597万8,000円、京都地方税機構負担金として579万1,000円を計上しております。

同款、同項、2目賦課徴収費で844万8,000円でございます。賦課徴収費諸経費で844万8,000円、このうち主なものといたしまして、委託料479万9,000円、比準割合更新業務委託料177万1,000円、標準宅地鑑定評価業務委託料172万3,000円、償還金利子及び割引料で過誤納還付金100万円を計上しております。

同款、3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費で1,425万5,000円。

事業といたしましては、一般職員人件費で526万8,000円を、戸籍住民登録諸経費で488万9,000円を、こちらにつきましては、会計年度任用職員の報酬、等が主なものでございます。

また、負担金補助及び交付金では、地方公共団体情報システム機構負担金で166万9,000円を計上させていただいております。

個人番号カード交付事務事業費312万7,000円、主な支出につきましては、会計年度任用職員の人件費。

また、53ページ、54ページでございますが、コンビニ交付サービス事業費といたしまして97万1,000円計上しているところでございます。

同款、同項、4目戸籍電算化事業費、804万3,000円でございます。主なものにつきましては、戸籍電子化事業諸経費804万3,000円のうち使用料及び賃借料、戸籍クラウド利用料555万8,000円が主なものとなっております。

続きまして、同款、4項選挙費、3目参議院議員選挙費、845万9,000円でございます。参議院議員選挙管理委員会委員等人件費で120万7,000円、参議院議員選挙事務職員人件費で78万4,000円、また、参議院議員選挙事務諸経費で646万8,000円、このうち投開票事務従事者報酬221万3,000円、めくっていただきまして、需用費で106万5,000円、また、委託料のポスター掲示

場設置・撤去委託料 87万8,000円が主なものでございます。

同款、同項、4目京都府知事選挙費、513万3,000円。京都府知事選挙管理委員会委員等人件費で94万9,000円、京都府知事選挙事務諸経費で373万6,000円、このうち投開票事務従事者報酬152万4,000円が主なものでございます。

少しページをめくっていただきまして、59ページ、60ページになります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、3億8,157万9,000円でございます。

主な事業といたしまして、一般職員人件費ということで7,652万8,000円。また、社協職員設置事業費で1,822万4,000円。

63ページ、64ページになりますが、福祉医療（障害者）事業費で641万6,000円、このうち扶助費で福祉医療として630万円を、重度心身障害老人健康管理事業費で513万9,000円を、こちらにつきましても扶助費の重度心身障害老人健康管理として510万円を計上しております。

国保事業勘定繰出金事業費でございますが、繰出金として4,316万円。

65ページ、66ページになりますが、障害者自立支援給付事業1億302万7,000円、主なものといたしまして、扶助費の障害者自立支援1億168万円。

自立支援医療給付事業費で1,069万5,000円、このうち扶助費で自立支援医療給付で1,068万円。

67ページ、68ページになりますが、総合保健福祉施設整備事業1億740万4,000円を計上しております。このうち主なものといたしまして、委託料で1億130万円、測量設計業務委託料で600万円、総合保健福祉施設整備設計業務委託料で8,200万円、総合保健福祉施設整備支援業務委託料で1,050万円を計上させていただいております。

同款、同項、2目国民年金事務費で641万5,000円。こちらにつきましては、

一般職員人件費 6 2 1 万 8 , 0 0 0 円が主な内容でございます。

6 9 ページ、7 0 ページをお願いいたします。

同款、同項、3 目老人福祉費、2 億 3 , 5 9 8 万 2 , 0 0 0 円でございます。老人福祉諸経費といたしまして 4 2 1 万 1 , 0 0 0 円を、このうち負担金補助及び交付金、山城病院組合負担金（介護老人保健施設事業）でございますが、4 1 7 万 8 , 0 0 0 円。

老人福祉施設措置事業費で 7 1 1 万 8 , 0 0 0 円を、めくっていただきまして、7 1 ページ、7 2 ページになりますが、扶助費で同額を計上しております。

また、老人医療事業費で 5 0 5 万 9 , 0 0 0 円を、このうち主なものが扶助費の老人医療で 4 8 0 万円。

介護保険事業勘定特別会計繰出金として 1 億 9 5 7 万 5 , 0 0 0 円。

介護保険サービス勘定特別会計繰出金といたしまして 3 8 4 万円。

後期高齢者医療事業費として後期高齢者療養給付費負担金で 6 , 9 0 9 万 7 , 0 0 0 円を、繰出金といたしまして後期高齢者医療特別会計繰出金 2 , 7 9 9 万 1 , 0 0 0 円を計上させていただいております。

続きまして、7 3 ページ、7 4 ページでございます。

同款、同項、6 目人権ふれあいセンター費、2 , 3 3 3 万 7 , 0 0 0 円。こちらにつきましては、一般職員人件費で 1 , 5 2 9 万 4 , 0 0 0 円。

人権ふれあいセンター諸経費で 7 1 7 万 3 , 0 0 0 円、このうち主なものにつきましては、会計年度任用職員の人件費等になります。

7 7 ページ、7 8 ページをお願いしたいと思います。

同款、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費で 6 , 1 2 1 万 4 , 0 0 0 円でございます。一般職員人件費として 7 2 6 万 3 , 0 0 0 円。

めくっていただきまして、7 9 ページ、8 0 ページでございますが、児童手当給付事業費で 3 , 3 0 7 万 6 , 0 0 0 円、こちらにつきましては、扶助費で児童手当として

3,300万円計上させていただいております。

福祉医療（ひとり親・子育て支援）事業費で1,071万5,000円を、このうち扶助費として、ひとり親医療165万円、子育て支援医療（府）の分が240万円、子育て支援医療（町単独）分で630万円を計上させていただいております。

また、すこやかエンジェル基金設置事業費の積立金として600万1,000円。

81ページ、82ページになりますが、子育て応援給付金事業150万円を計上させていただいております。

同款、同項、3目保育所費で2億6,442万7,000円。

こちらにつきましては、和東保育園人件費として6,718万1,000円。

保育所諸経費として3,276万2,000円、主なものといたしまして、会計年度任用職員の報酬、また、83ページ、84ページになりますが、需用費の賄材料費678万円が主なものでございます。

次に、東保育園諸経費として297万円を、こちらにつきましては、本年4月から仮園舎として保育園を運営しますので、そのかかる費用ということで、需用費の光熱水費204万円を計上させていただいております。

85ページ、86ページでございますが、和東保育園耐震及び改修事業費1億6,151万4,000円でございます。

主なものといたしまして、工事請負費の和東保育園耐震改修工事1億5,840万円を計上させていただいております。

同款、同項、4目いきいきこども館費、1,058万円。いきいきこども館運営諸経費として1,058万円、主な支出につきましては、会計年度任用職員の報酬でございます。

87ページ、88ページをお願いします。

同款、同項、5目放課後児童対策費、891万6,000円、放課後児童対策事業諸経費891万6,000円のうち主なものの支出といたしましては、会計年度任用

職員の報酬等でございます。

同款、同項、6目子育て支援事業費、1,263万7,000円。

こちらにつきましては、子育て支援センターの職員人件費1,239万4,000円が主な内容となっております。

89ページ、90ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、6,642万7,000円。

主なものといたしまして、一般職員人件費853万6,000円、保健事業諸経費で2,985万1,000円、このうち負担金補助及び交付金で山城病院組合負担金が2,599万7,000円。

また、国保直診勘定特別会計繰出金で2,789万円を計上させていただいております。

同款、同項、2目予防費で2,390万3,000円。

予防諸経費ということで2,019万円を、91ページ、92ページでございますが、このうち委託料として、がん診査等検診委託料で817万6,000円を、予防接種等委託料で934万8,000円。

また、新型コロナウイルスワクチン接種事業費として371万3,000円を、主な支出としまして、報償費のコロナワクチン接種等謝金87万5,000円、委託料のコロナワクチン接種委託料168万8,000円を計上させていただいております。

同款、同項、3目母子衛生費で577万2,000円を。

母子衛生諸経費で、同額でございますが、主なものといたしまして、報償費の乳児健診等謝金130万4,000円、委託料、妊婦健診委託料137万3,000円、めくっていただきまして93ページ、94ページでございますが、備品購入費で視力検査用備品179万3,000円を計上させていただいております。

同款、同項、4目環境衛生費、2億1,393万5,000円。

主な支出につきましては、簡易水道特別会計繰出金7,559万2,000円、下水

道特別会計繰出金 1 億 3,545 万 4,000 円を計上させていただいております。

また、同款、同項、5 目共同浴場費でございますが、1,478 万 2,000 円。

このうち主な支出が共同浴場運営諸経費のうち需用費で燃料費 331 万 2,000 円、光熱水費 381 万円、めくっていただきまして、95 ページ、96 ページでございますが、委託料、共同浴場管理業務委託料 510 万円を計上させていただいております。

同款、2 項清掃費、1 目じん芥処理費、1 億 2,408 万 8,000 円。

じん芥処理諸経費として主な支出でございますが、負担金補助及び交付金、相楽東部広域連合負担金 1 億 2,243 万 9,000 円でございます。

同款、同項、2 目し尿処理費、3,218 万 6,000 円。

し尿処理諸経費として 2,816 万 8,000 円を、このうち負担金補助及び交付金で相楽郡広域連合分担金で 1,893 万 8,000 円を、また同じく相楽郡広域事務組合負担金として、し尿券の売払の関係でございますが、895 万 3,000 円を計上させていただいております。

合併処理浄化槽設置整備事業費で 401 万 8,000 円、めくっていただきまして、97 ページ、98 ページでございますが、負担金補助及び交付金ということで、合併処理浄化槽設置整備事業補助金 397 万 6,000 円を計上させていただいております。

5 款農林業費、1 項農業費、1 目農業委員会費で 410 万 5,000 円を。

主な支出につきましては、農業委員会設置事業費 390 万 8,000 円、このうち農業委員報酬、農地利用最適化推進委員報酬、それぞれ報酬の部分が主な内容でございます。

同款、同項、2 目農業総務費、3,824 万 6,000 円。

主な支出につきましては、一般職員人件費 3,737 万 8,000 円でございます。

99 ページ、100 ページでございますが、同款、同項、3 目農業振興費、2,9

86万4,000円。

主な事業でございますが、中山間地域等直接支払交付事業費381万1,000円。こちらにつきましては、負担金補助及び交付金で中山間地域等直接支払補助金373万円。

また、茶源郷和東にぎわい創出プロジェクト事業費として1,097万円を、こちらにつきましては、103ページ、104ページになりますが、和東茶を活かした新産業創出事業委託料1,097万円を計上させていただいております。

農業次世代人材投資資金給付事業で676万1,000円を、このうち負担金補助及び交付金で農業次世代人材投資資金給付事業負担金675万円、農業経営継承・発展等支援事業300万円、こちらにつきましても、負担金補助及び交付金で農業経営継承・発展等支援事業補助金ということで300万円を計上させていただいております。

同款、同項、4目茶業振興費で1,796万3,000円。

茶業振興対策諸経費として416万4,000円を、主なものにつきましては、負担金補助及び交付金で出品茶推進委員会補助金200万円、地域ブランド育成支援事業補助金150万円。

また、共同製茶等省力化推進事業費ということで487万9,000円。

和東茶ブランド確立事業、委託料、地域ブランド確立事業委託料で300万円。

和東茶産特産品開発事業で400万円を委託料として計上させていただいております。

105ページ、106ページをお願いいたします。

同款、同項、6目農業施設管理費で656万9,000円でございます。

農業施設管理諸経費といたしまして316万4,000円。こちらにつきましては、グリーンティ和東の管理費になります。

また、交流ステーション（農産物直売所）管理事業で340万5,000円。主な

支出につきましては、会計年度任用職員の報酬等になります。

同款、2項林業費、1目林業総務費で731万7,000円でございます。

こちらにつきましては、主な支出は、一般職員人件費506万9,000円。

めくっていただきまして、107ページ、108ページでございますが、林業総務諸経費224万8,000円。主な支出につきましては、負担金補助及び交付金、和東町森林組合助成金200万円でございます。

同款、同項、2目林業振興費で2,756万1,000円。

主な内容につきましては、松くい虫防除事業費217万8,000円。

また、湯船森林公園管理事業費で207万1,000円。

野生鳥獣被害総合対策事業費で192万4,000円。

109ページ、110ページになりますが、豊かな森を育てる府民税交付金事業、こちらにつきましては委託料でございますが、201万6,000円。

豊かな森を育てる基金積立事業、こちらは積立金でございますが、1,016万8,000円。

森林経営管理事業として803万5,000円。このうち委託料でございますが、森林経営管理事業業務委託料800万円を計上させていただいております。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費で1,846万円でございます。

主なものにつきましては、商工振興諸経費1,626万円。このうち負担金補助及び交付金で相楽郡広域連合事務局分担金が175万円、和東町商工会助成金で500万円、和東町雇用促進協議会負担金869万円。

また、地域経済牽引事業で220万円、主な支出につきましては、負担金補助及び交付金ということで、交流拠点設備助成金100万円、茶源郷和東PR事業助成金70万円、新商品開発・販路拡大助成金50万円でございます。

同款、同項、2目観光費で2,108万6,000円でございます。

主な支出でございますが、観光諸経費で287万円。こちらにつきましては、11

1 ページ、112 ページでございますが、負担金補助及び交付金のお茶の京都DMO 負担金負担金150万8,000円。

また、113 ページ、114 ページでございますが、農・観連携コミュニティ創生事業費700万円、こちらについては委託料ということで計上させていただいております。

グリーンスローモビリティ周遊観光事業費で346万4,000円を、主な支出につきましては、会計年度任用職員の報酬、また委託料といたしまして、グリーンスローモビリティ運行対応委託料153万3,000円、グリーンスローモビリティPR事業委託料50万円。

観光案内所運営事業費で473万9,000円を、こちらも委託料でございますが、観光案内所管理運営委託料を計上させていただいております。

7 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費、3,150万6,000円でございます。

主な支出につきましては、一般職員人件費で2,471万5,000円。

土木管理諸経費で639万1,000円、主な支出につきましては、会計年度任用職員の報酬等になります。

117 ページ、118 ページをお願いいたします。

同款、同項、3 目道路新設改良費、2 億8 1 7 万9,000円。

橋梁長寿命化修繕事業で1,515万3,000円を、このうち橋りょう点検調査業務委託料1,100万円、工事請負費400万円。

また、舗装維持管理事業で606万3,000円を計上させていただいております。主なものにつきましては、工事請負費600万円でございます。

祝橋整備事業では1億1,670万5,000円を計上させていただいております。主な支出につきましては、委託料ということで、測量設計業務委託料1,150万円、めくっていただきまして、工事請負費で7,500万円、補償補填及び賠償金の補償

金ということで3,000万円を計上させていただいております。

石寺橋整備事業で1,212万8,000円を、主な支出につきましては、委託料の測量設計業務委託料1,200万円でございます。

町道撰原下島線拡幅改良事業で5,813万円を、主な支出につきましては、工事請負費の5,500万円、補償補填及び賠償金で補償金でございますが、300万円を計上しております。

同款、3項河川費、1目河川総務費で3,015万7,000円。

河川総務諸経費で、同額でございますが、主な支出につきましては、工事請負費ということで、こちらは浚渫事業でございます。3,000万円を計上させていただいております。

同款、5項住宅費、1目住宅管理費、6,714万5,000円。

主な支出につきましては、一般職員人件費663万5,000円。

めくっていただきまして、121ページ、122ページでございますが、町営住宅管理事業費6,051万円、このうち主な支出につきましては、委託料でございますが、町営住宅長寿命化計画更新業務委託料500万円、工事請負費といたしまして、第2中西住宅の修繕工事請負費で5,000万円を計上させていただいております。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費で1億3,426万6,000円。

主な支出といたしまして、常備消防諸経費、負担金補助及び交付金になりますが、相楽中部消防組合負担金1億3,425万6,000円を計上させていただいております。

同款、同項、2目非常備消防費、3,767万9,000円。

主な支出につきましては、非常備消防人件費882万2,000円、消防団員報酬826万8,000円。

めくっていただきまして、非常備消防諸経費2,885万7,000円、このうち主な支出につきましては、報償費の退職報償金450万円、旅費の費用弁償、こちらに

つきましては、水火災訓練警戒等の費用弁償 5 7 6 万円でございます。また、備品購入費で小型動力ポンプ付積載軽消防自動車 6 5 0 万円、負担金補助及び交付金、公務災害補償等共済掛金 5 8 3 万 8 , 0 0 0 円が主な支出でございます。

続きまして、1 2 5 ページ、1 2 6 ページをお願いいたします。

同款、同項、5 目災害対策費、1 , 0 1 1 万 3 , 0 0 0 円。

主な支出といたしまして、災害対策諸経費 2 5 4 万 7 , 0 0 0 円、このうち負担金補助及び交付金で木造住宅耐震改修事業補助金 1 7 0 万円が主な予算でございます。

また、防災同報無線整備事業で 6 7 5 万 4 , 0 0 0 円、こちらについては委託料、防災無線保守委託料でございます。

9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費、2 億 1 , 0 0 3 万 1 , 0 0 0 円。

相楽東部広域連合事業費ということで、連合への負担金 2 億 1 , 0 0 3 万 1 , 0 0 0 円を計上させていただいております。

1 0 款災害復旧費、1 項農林業施設災害復旧費、1 目農業用施設災害復旧費、3 7 8 万 7 , 0 0 0 円。

農業用施設災害復旧事業（補助・現年）、委託料でございますが、測量設計業務委託料として 2 0 0 万円。

また、農業用施設災害復旧事業（単独・現年）ということで 1 7 8 万 7 , 0 0 0 円を、こちらにつきましては、1 2 7 ページ、1 2 8 ページでございますが、工事請負費で農業用施設災害復旧工事費 1 5 0 万円を計上させていただいております。

同款、同項、2 目農地災害復旧費、3 5 4 万 5 , 0 0 0 円。

こちらにつきましては、農地災害復旧事業（補助・現年）の測量設計業務委託料ということで 2 0 0 万円。

農地災害復旧事業（単独・現年）、工事請負費の農地災害復旧工事費で 1 5 0 万円を計上しております。

同款、2 項公共土木施設災害復旧費、1 目道路橋梁施設災害復旧費、3 6 0 万 3 ,

000円ということでございます。

道路橋梁災害（補助・現年）で200万円ということ、こちらにつきましても委託料、測量設計業務委託料200万円。

また、道路橋梁災害（単独・現年）でございますが、160万3,000円を、こちらについては工事請負費で道路橋りょう災害復旧工事費150万円計上させていただいております。

同款、同項、2目河川災害復旧費、360万円。

河川災害（補助・現年）、こちらも委託料でございますが、測量設計業務委託料で200万円。

河川災害（単独・現年）でございますが、129ページ、130ページでございますが、工事請負費、河川災害復旧工事費150万円を計上させていただいております。

11款公債費、1項公債費、1目元金、3億6,615万3,000円。

こちらにつきましては、町債償還元金でございます。

また、同款、同項、2目利子ということ、881万2,000円。

こちらについても町債償還利子831万2,000円が主なものでございます。

13款予備費、1項予備費、1目予備費、500万円を計上させていただいております。

131ページ、132ページから134ページまでは給与費明細になっておりますので、お目通しのほうをよろしくお願いいたします。

次に、135ページでございますが、債務負担行為で、令和5年度以降にわたるものについての令和3年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和4年度以降の支出予定額に関する調書でございます。

事項、限度額、令和3年度末までの支出（見込）額、令和4年度以降の支出予算額の順に説明を申し上げます。

地方公務員定年延長制度整備支援事業、110万円、令和3年度ゼロ、令和4年度

77万円、財源等につきましては一般財源でございます。

総合保健福祉施設整備事業、8,200万円、令和3年度ゼロ、令和4年度8,200万円、財源につきましては地方債が7,190万円、その他で740万円、一般財源が270万円でございます。

祝橋整備事業、5,000万円、令和3年度ゼロ、令和4年度5,000万円、財源内訳につきましては、国庫支出金で3,190万円、地方債で1,810万円でございます。

戸籍システムクラウド化事業、3,596万5,000円、令和2年度から令和3年度まで1,488万2,000円、令和4年度から令和6年度まで2,108万3,000円、財源につきましては一般財源2,108万3,000円でございます。

136ページにつきましては、地方債の令和2年度末における現在高並びに令和3年度末及び令和4年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。こちらのほうにつきましては、また、お目通しのほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、議案書のほうに戻らせていただきます。

議案第4号

令和4年度和束町湯船財産区特別会計予算

令和4年度和束町湯船財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ210万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月10日提出

和束町長 堀 忠 雄

1枚おめくりいただきたいと思ひます。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入でございます。

款、金額の順に説明申し上げます。

1 款財産収入、1,000円。

3 款繰入金、168万8,000円。

4 款繰越金、20万円。

5 款諸収入、21万1,000円。

歳入合計、210万円でございます。

続きまして、歳出でございますが、こちらにつきましても、款、金額の順に説明申し上げます。

1 款管理会費、14万8,000円。

2 款総務費、175万2,000円。

4 款予備費、20万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和4年度和東町湯船財産区特別会計予算No.4によりまして説明を続けさせていただきます。

1 ページから4 ページまでにつきましては、総括ということで議案書のほうと重複しますので省略をさせていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

主なものの説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、168万8,000円。

こちらにつきましては、1 節財政調整基金繰入金でございます。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、20万円。

こちらについては、1 節の前年度繰越金でございます。

5 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入でございますが、こちらについては21万円。

雑入ということで21万円でございます。

7 ページ、8 ページをお願いします。

続きまして、歳出でございます。

こちらにつきましても、主なものの説明とさせていただきますので、よろしく願いします。

1 款管理会費、1 項管理会費、1 目管理会費、1 4 万 8,000 円。

主な支出につきましては、管理会運営費ということで1 3 万 3,000 円でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、9 9 万 8,000 円。

事業といたしまして、一般管理諸経費ということで9 9 万 8,000 円。主な支出につきましては需用費で7 6 万円、このうち光熱水費が3 6 万 6,000 円。

同款、同項、2 目財産管理費で7 5 万 4,000 円でございます。

財産管理諸経費で7 5 万 3,000 円、このうち主な支出といたしまして、委託料の山林保育委託料5 3 万 6,000 円でございます。

以上、私のほうから説明とさせていただきます。

そのほかの特別会計につきましては、それぞれの担当課長より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

おはようございます。

それでは、私のほうからは、議案第 5 号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第 5 号

令和 4 年度和束町国民健康保険特別会計予算

令和 4 年度和束町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億8,700万円、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,420万円と定める。

2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定及び直営診療施設勘定それぞれ5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月10日提出

和束町長 堀 忠 雄

1枚おめくりいただきまして、第1表でございます。

歳入歳出それぞれ、款及び金額の説明とさせていただきます。

まず、歳入でございます。

1款国民健康保険税、9,949万1,000円。

2款使用料及び手数料、10万円。

4款府支出金、4億3,874万8,000円。

5款財産収入、1,000円。

6款繰入金、4,825万円。

7 款繰越金、1,000 円。

8 款諸収入、40 万 9,000 円。

歳入合計、5 億 8,700 万円でございます。

続きまして、歳出でございます。

こちらにつきましても、款及び金額の順に説明させていただきます。

1 款総務費、318 万 5,000 円。

2 款保険給付費、4 億 1,776 万 3,000 円。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 億 4,885 万 9,000 円。

4 款共同事業拠出金、1,000 円。

6 款保健事業費、1,175 万 1,000 円。

7 款基金積立金、1,000 円。

8 款公債費、3 万円

9 款諸支出金、41 万円。

10 款予備費、500 万円。

歳出合計は、歳入と同額でございます。

続きまして、資料 No. 5、予算に関する説明書により説明を続けさせていただきます。

1 ページから 4 ページは議案書と重複しますので、説明を省略させていただきます。

また、詳細は主なもののみとさせていただきます。

では、まず、5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、9,948 万 8,000 円。主なものといたしまして、1 節医療給付費分現年課税分 5,818 万円、2 節後期高齢者支援金分現年課税分が 2,300 万円、3 節介護納付金分現年課税分が 985 万 8,000 円でございます。

4 款府支出金、2 項府補助金、1 目保険給付費等交付金、4 億 3,874 万 8,000 円。内訳といたしまして、1 節普通交付金 4 億 1,334 万 8,000 円、2 節特別交付金 2,540 万円でございます。

1 枚おめくりいただきまして、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

6 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、509 万円。

1 節財政調整基金繰入金でございます。

同款、2 項一般会計繰入金、1 目保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）、2,244 万円でございます。

同款、同項、2 目保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、1,225 万 9,000 円でございます。

2 枚おめくりいただきまして、11 ページ、12 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

こちらも款、項、目、金額、事業費ごとに主なもののご説明をさせていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、150 万 5,000 円。こちらは一般管理諸経費として 150 万 5,000 円でございます。

1 枚おめくりいただきまして、13 ページ、14 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、3 億 4,842 万 8,000 円。一般被保険者療養給付費負担金の事業分になります。

同款、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、6,000 万円。一般被保険者高額療養費負担金の事業費分でございます。

2 枚おめくりいただきまして、17 ページ、18 ページをお願いいたします。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分、1 目一般被保険者医療給付費分、9,965 万 2,000 円。一般被保険者医療給付費分の納付金分でございます。

同款、2 項後期高齢者支援金等分、1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分、3,383 万 3,000 円。一般被保険者後期高齢者支援金等分の納付金でございます。

同款、3項介護納付金分、1目介護納付金分、1,535万2,000円。介護納付金分の納付金でございます。

1枚おめくりいただきまして、19ページ、20ページをお願いいたします。

6款保健事業費、1項保健事業費、1目疾病予防費、733万3,000円。保健事業諸経費でございます。人間ドック検査委託料として576万9,000円、特定健康診査委託料として76万8,000円が主なものでございます。

同款、2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、435万9,000円。特定健康診査等事業諸経費分でございます。特定健康診査委託料394万8,000円が主なものとなります。

2枚おめくりいただきまして、23ページ以降は給与費明細をつけておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

以上、令和4年度国民健康保険特別会計（事業勘定）の説明とさせていただきます。

なお、直営診療施設勘定につきましては、診療所事務長と説明を交代させていただきます。

以上よろしくをお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩します。

休憩（午前11時38分～午後1時30分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開き、説明を続けます。

国民健康保険診療所事務長。

○診療所事務長（細井隆則君）

それでは、続きまして、私の方から、議案第5号 令和4年度和束町国民健康保険特別会計予算（直営診療施設勘定）につきましてご説明申し上げます。

議案書につきましては午前中に税住民課長から説明がありましたので、私からは、

第1表 歳入歳出予算からご説明させていただきます。

予算書のほうをお開きいただきますようお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、歳入。

款及び金額の順に申し上げます。

1 款診療収入、4,911万円。

2 款使用料及び手数料、27万円。

5 款繰越金、80万円。

6 款繰入金、2,789万円。

7 款財産収入、1,000円。

8 款諸収入、612万9,000円。

歳入合計、8,420円。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、金額の順に申し上げます。

1 款総務費、5,691万7,000円。

2 款医業費、2,697万円。

3 款公債費、1万3,000円。

5 款予備費、30万円。

歳出合計は、歳入予算と同額でございます。

続きまして、資料No.5、予算に関する説明書、令和4年度和束町国民健康保険特別会計予算（直営診療施設勘定）によりご説明申し上げます。

1ページから4ページの総括は議案書と重複しますので、説明を省略させていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。

まず、5ページ、6ページ、歳入からでございます。

主なもののみ、款、項、目、本年度予算、節または説明の順に申し上げさせていた

だきます。

1 款診療収入、2 項外来収入、1 目国民健康保険診療収入、1,000 万円。現年度分でございます。

同款、同項、2 目社会保険診療収入、500 万円。こちらにつきましても現年度分でございます。

同款、同項、4 目一部負担金収入、750 万円。こちらも現年度分でございます。

同款、同項、5 目その他の診療収入150 万円。こちらも現年度分でございます。

一つ飛ばしまして、同款、同項、7 目後期高齢者医療保険診療報酬収入、2,500 万円。こちらにつきましても、現年度分でございます。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、2,789 万円。一般会計からの繰入金でございます。

8 款諸収入、ページをめくっていただきまして、7 ページ、8 ページでございますが、2 項受託収入、1 目検診等受託収入、592 万8,000 円。1 節検診等受託収入で同額を計上しております。インフルエンザ等の予防接種、国保後期高齢の特定検診、企業健診等の受託収入でございます。

続きまして、9 ページ、10 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出につきましても、款、項、目、本年度予算、節または説明の順に申し上げます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、5,671 万円。

まず、内訳といたしまして主なものでございますが、職員人件費として1,951 万7,000 円、内容といたしましては、給料として1,079 万7,000 円、職員手当として597 万7,000 円、共済費として274 万3,000 円計上いたしております。

また、一般管理諸経費としては3,719 万3,000 円、内訳の主なものといたしまして報酬として908 万6,000 円、こちらにつきましては、会計年度任用職員

の報酬でございます。また、報償費につきましては1,633万5,000円、こちらにつきましては、非常勤医、令和4年度は非常勤の先生方をお願いしますが、その報償費でございます。

めくっていただきまして、11ページ、12ページでございます。

2款医業費、1項医業費、3目医薬品衛生材料費、2,300万円。こちらにつきましては、需用費として同額計上しておりますが、医薬品衛生諸経費ということで医療材料費、患者様に処方させていただくお薬であったり、医療・診察に使う諸材料の経費でございます。

以上でございます。

15ページ以降に給与費明細をつけておりますので、また後ほどお目通しいただきたいと思っております。

以上、令和4年度和東町国民健康保険特別会計予算（直営施設勘定）の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうから、和東町簡易水道事業特別会計予算並びに和東町下水道事業特別会計予算の2議案についてご説明させていただきます。

それでは、議案書のほうをお開きください。

議案第6号

令和4年度和東町簡易水道事業特別会計予算

令和4年度和東町簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億870万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

令和4年3月10日提出

和束町長 堀 忠 雄

おめくりください。

それでは、第1表のほうから説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

第1表 歳入歳出予算。

歳入。

1 款使用料及び手数料、1億916万3,000円。

2 款分担金及び負担金、122万6,000円。

3 款国庫支出金、181万1,000円。

5 款財産収入、1,000円。

6 款繰入金、7,559万2,000円。

7 款繰越金、100万円。

8 款諸収入、7,000円。

9 款町債、1,990万円。

歳入合計、2億870万円。

歳出でございます。

1 款総務費、8,467万2,000円。

2 款施設費、50万円。

3 款公債費、1億2,252万7,000円。

4 款基金積立金、1,000円。

6 款予備費、100万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

おめくりいただきまして、第2表 地方債でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の読み上げにて説明させていただきます。

資本費平準化債、600万円、証書借入れ又は証券発行、年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

公営企業会計適用債、1,390万円、起債の方法、利率、償還の方法については同様でございます。

計1,990万円でございます。

それでは、予算に関する説明書No.6をもって主なもののみ説明させていただきます。

こちらも同様、5ページからの説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料、現年度分として1億775

万1,000円。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目施設費国庫補助金、181万1,000円。
1節施設費補助金、生活基盤施設耐震化等交付金で181万1,000円でございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、7,559万2,000円。
一般会計より7,559万2,000円の繰入れでございます。

おめくりいただきまして、9款町債、1項町債、1目簡易水道事業債、資本費平準
化債として600万円、公営企業会計適用債として1,390万円でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

こちらも同様、主なもののみの事業で説明させていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で8,467万2,000円でございます。

主なものとして、職員人件費等で989万7,000円。

一般管理諸経費として7,473万円、この中の主なものとしましては、需用費で
1,581万3,000円、光熱水費で603万8,000円、修繕費で660万円、
役務費で通信運搬費として306万7,000円、委託料として3,680万円ござ
います。おめくりいただきまして、委託料につきましては、中央監視システム等保守
点検業務委託料として557万3,000円、水道施設台帳システム構築業務委託料
として600万円、地方公営企業法適用支援（固定資産台帳整備）業務委託料として
1,180万3,000円、公課費1,170万1,000円、主なものとして消費税1,
169万4,000円でございます。

続きまして、3款公債費、1項公債費、1目元金1億659万1,000円ござ
います。町債償還元金、償還金利子及び割引料、償還金ということで1億659万1,
000円でございます。

おめくりいただきまして、同款、同項、2目利子、1,593万6,000円。町債償還利子、償還金利子及び割引料、利子及び割引料1,592万6,000円でございます。

以上が歳出でございます。

おめくりいただきまして、給与費明細については後ほどお目通しください。

債務負担行為の関係でございます。

19ページをご覧ください。

債務負担行為で令和5年度以降にわたるものについての令和3年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和4年度以降の支出予定額等に関する調書。

事項として、地方公営企業法適用支援事業、限度額2,494万3,000円、令和3年度末までの支出額につきましてはゼロでございます。令和4年度以降の支出予定額につきましては、令和4年度から令和5年度まで2,494万3,000円でございます。

その後、町債の令和2年度末における残高等につきましては、後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

以上が、簡易水道事業についての説明でございます。

議案書にお戻りいただきまして、議案第7号の説明をさせていただきます。

議案第7号

令和4年度和東町下水道事業特別会計予算

令和4年度和東町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,130万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

令和4年3月10日提出

和束町長 堀 忠 雄

おめくりください。

第1表でございます。

こちらも同様、款、金額で説明させていただきます。

1 款分担金及び負担金、780万円。

2 款使用料及び手数料、3,294万2,000円。

3 款国庫支出金、750万円。

5 款繰入金、1億3,545万4,000円。

6 款繰越金、200万円。

7 款諸収入、4,000円。

8 款町債、6,560万円。

歳入合計、2億5,130万円。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、4,610万8,000円。

2 款管理費、5,022万5,000円。

4 款公債費、1億5,446万7,000円。

5 款予備費、50万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

おめくりください。

第2表 地方債でございます。

こちらも先ほどと同様の説明とさせていただきます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法で読み上げさせていただきます。

下水道事業（特定環境保全公共下水道事業債）、260万円、証書借入又は証券発行、年5%以内（ただし、利率見直し方法で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

下水道事業（資本費平準化債）、5,080万円、起債の方法、利率、償還の方法は同様でございます。

下水道事業（公営企業会計適用債）、1,220万円、こちらも起債の方法、利率、償還の方法は同様でございます。

合計6,560万円。

続きまして、予算に関する説明を行います。資料No.7をお開きください。

こちらも同様、5ページからの説明とさせていただきます。

主なもののみの説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、780万円、1項分担金、1目下水道分担金ということで、工事分担金として、現年度分650万円を予定しております。

2款使用料及び手数料、3,294万2,000円、1項使用料、1目下水道使用料として現年度分の使用料が3,030万1,000円でございます。

3款国庫支出金、750万円、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金、社会資

本整備交付金として750万円を予定しております。

5款繰入金、1億3,545万4,000円、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、一般会計より1億3,545万4,000円の繰入れでございます。

おめくりいただきまして、8款町債、6,560万円、1項町債、1目下水道事業債、特定環境保全公共下水道事業債として260万円、資本費平準化債として5,080万円、公営企業会計適用債として1,220万円でございます。

以上、歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、4,610万8,000円。主なものとしまして、職員人件費として1,311万8,000円、主に人件費でございます。

一般管理諸経費3,291万5,000円でございます。主なものとして、委託料で2,938万6,000円、地方公営企業法適用支援（固定資産台帳整備）業務委託料として853万6,000円、地方公営企業法適用支援（移行支援）業務委託料として313万5,000円、地方公営企業法適用支援（例規整備）業務委託料として55万円、下水道事業ストックマネジメント設計業務委託料1,700万円でございます。公課費として消費税304万6,000円でございます。

2款管理費、1項施設管理費、1目処理場管理費、3,548万2,000円でございます。

主なものとしましては、処理場の管理諸経費でございます。委託料で2,973万円、この内訳としまして、処理場運転管理等委託料で2,204万4,000円、汚泥処理・運搬委託料で500万円でございます。

続きまして、同款、同項、2目管渠管理費、1,474万3,000円でございます。

事業費の内訳としましては、管渠管理諸経費として需用費、光熱水費で233万6,000円、工事請負費で1,010万円、町道鷲峰山線祝橋架替工事に伴う下水道整備等工事650万円でございます。

4 款公債費、1 項公債費、1 目元金、1 億 3,148 万 7,000 円。町債償還元金、償還金利子及び割引料、償還金 1 億 3,148 万 7,000 円でございます

おめくりいただきまして、同款、同項、2 目利子、2,298 万円でございます。

主なものとしましては、町債償還利子、償還金利子及び割引料、利子及び割引料ということで 2,298 万円でございます。

そのあと給与費明細をつけておりますので、後ほど確認ください。

引き続きまして、19 ページでございます。

こちらにも債務負担行為に係るものがございますので、ご説明させていただきます。

債務負担行為で令和 5 年度以降にわたるものについての令和 3 年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和 4 年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

事項：地方公営企業法適用支援事業、限度額 2,649 万 9,000 円、令和 3 年度までの支出額、令和 3 年度につきましてはゼロでございます。令和 4 年度以降の支出予定額 2,649 万 9,000 円でございます。

町債の令和 2 年度末における現在高並びに令和 3 年度末及び令和 4 年度末における現在高の見込みに関する調書については、お目通しのほうをよろしくお願いいたします。

私のほうからの簡易水道特別会計及び下水道特別会計の予算説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私からは、議案第 8 号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第 8 号

令和4年度和束町介護保険特別会計予算

令和4年度和束町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億1,500万円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ720万円と定める。

2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による保険事業勘定の一時借入金の借入れの最高額は、6,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月10日提出

和束町長 堀 忠 雄

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算でございます。

まず、歳入。

款、金額の順に説明させていただきます。

1款保険料、1億4,323万7,000円。

2款使用料及び手数料、1,000円。

3款国庫支出金、1億6,773万1,000円。

4款支払基金交付金、1億8,715万3,000円。

5 款府支出金、1 億 7 2 9 万 5, 0 0 0 円。

6 款財産収入、1, 0 0 0 円。

7 款繰入金、1 億 9 5 7 万 6, 0 0 0 円。

8 款諸収入、5, 0 0 0 円。

9 款繰越金、1, 0 0 0 円。

歳入合計、7 億 1, 5 0 0 万円。

続きまして、歳出でございます。

こちらにも同様に、款と金額の順に説明させていただきます。

1 款総務費、1, 0 0 2 万円。

2 款保険給付費、6 億 7, 2 5 2 万 2, 0 0 0 円。

4 款地域支援事業費、3, 1 2 9 万 1, 0 0 0 円。

5 款基金積立金、1, 0 0 0 円。

6 款公債費、5 万円。

7 款諸支出金、7 2 万円。

8 款予備費、3 9 万 6, 0 0 0 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料 No. 8 予算に関する説明書、令和 4 年度和束町介護保険特別会計（保険事業勘定）で説明させていただきます。

1 ページから 4 ページまでは先ほどと重複いたしますので省略させていただきます。5 ページ、6 ページのほうをお願いいたします。

歳入からでございます。

款、項、目、本年度予算額、説明の順に主立ったもののみ説明させていただきます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、1 億 4, 3 2 3 万 7, 0 0 0 円。

これにつきましては、現年度分の特別徴収保険料として 1 億 3, 7 2 5 万 1, 0 0 0

円、また、現年度分の普通徴収保険料として573万6,000円が主立ったものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1億1,587万2,000円。現年度分でございます。

同款、2項国庫補助金、1目調整交付金、4,365万8,000円。現年度分の調整交付金でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1億8,157万7,000円。現年度分でございます。

5款府支出金、1項府負担金、1目介護給付費負担金、1億269万3,000円。現年度分でございます。

おめくりいただきまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、8,406万3,000円。これにつきましては、介護給付費の繰入れということで、一般会計からの繰入れで計上させていただいています。

同款、同項、4目その他一般会計繰入金、1,040万9,000円。これにつきましては、午前中、副町長からの説明にもありましたが、第9期の計画に係る委託料が主立ったものとなっております。

おめくりいただきまして、11ページ、12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

こちらにつきましても、款、項、目、本年度予算額、主立ったものの説明とさせていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、398万2,000円。

介護保険庶務事業費といたしまして398万2,000円計上させていただいています。主立ったものとして、委託料の介護保険事業計画策定委託料といたしまして236万5,000円計上させていただいています。

同款、3項介護認定審査会費、1目認定調査等費、387万9,000円。これにつきましては、認定調査等事業費ということで387万9,000円計上させていただいています。

同款、同項、2目認定審査会、184万円。これにつきましては、認定審査会委託事業費といたしまして1,840万円の計上、これにつきましては負担金ということになっております。

13ページ、14ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、2億3,400万円。これにつきましては、居宅介護サービス給付事業費の負担金補助及び交付金の負担金といたしまして2億3,400万円計上いたしております。

同款、同項、3目地域密着型介護サービス給付費、480万円。これにつきましては、地域密着型介護サービス給付事業費の負担金として480万円計上させていただいています。

おめくりいただきまして、15ページ、16ページをお願いいたします。

同款、同項、5目施設介護サービス給付費、3億2,400万円。施設介護サービス給付事業の負担金として3億2,400万円計上いたしております。

同款、同項、9目居宅介護サービス計画給付費、2,760万円。居宅介護サービス計画給付事業費といたしまして、負担金2,760万円計上いたしております。

おめくりいただきまして、17、18ページをお願いいたします。

同款、2項介護予防サービス等諸経費、1目介護予防サービス給付費、1,020万円。介護予防サービス給付事業費の負担金1,020万円でございます。

おめくりいただきまして、19ページ、20ページをお願いいたします。

同款、同項、7目介護予防サービス計画給付費、240万円。介護予防サービス計画給付事業費の負担金240万円でございます。

同款、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、2,040万円。高

額介護サービス事業費の負担金2,040万円でございます。

おめくりいただきまして、21ページ、22ページをお願いいたします。

同款、5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、4,200万円。特定入所者介護サービス事業費負担金4,200万円でございます。

おめくりいただきまして、23ページ、24ページをお願いいたします。

4款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費、1,020万円。訪問・通所・生活支援事業費の負担金1,020万円でございます。

おめくりいただきまして、25ページ、26ページをお願いいたします。

同款、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、461万1,000円。一般介護予防事業費といたしまして、委託料といたしまして456万円計上させていただいております。

35ページ以降、給与費明細となりますので、後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

続きまして、サービス事業勘定の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

まず、歳入。

款、金額の順に説明させていただきます。

1款サービス収入、336万円。

2款繰入金、384万円。

歳入合計、720万円。

歳出でございます。

こちらも同様に、款、金額の順に説明させていただきます。

1款総務費、577万円。

2 款事業費、120万2,000円。

3 款予備費、22万8,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.8 予算に関する説明書の介護保険特別会計予算（サービス事業勘定）のほうをよろしく願いたします。

1 ページから4 ページまでは総括でございますので、5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

主なもののみ説明させていただきます。

先ほどと同様、1 ページから4 ページまでは重複いたしますので、省略させていただきます。5 ページ、6 ページをお願いいたします。

款、項、目、本年度予算額、説明の順に説明させていただきます。

1 款サービス収入、1 項予防給付費収入、1 目居宅支援サービス計画費収入、336万円。居宅支援サービス計画費収入でございます。

2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、384万円。一般会計からの繰入れでございます。

おめくりいただきまして、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

こちらにつきましても、款、項、目、本年度予算額、説明の順に、主立ったもののみ説明させていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、577万円。

職員人件費といたしまして172万7,000円、また一般管理諸経費といたしまして、会計年度任用職員の報酬として240万1,000円を計上させていただいております。

2 款事業費、1 項居宅介護支援事業費、1 目居宅介護支援事業費、120万2,0

00円。

居宅介護支援事業の委託料として、計画委託料120万2,000円計上させていただきます。

11ページ以降は給与費明細となりますので、また後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

それでは、議案第9号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第9号

令和4年度和束町後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度和束町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,190万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月10日提出

和束町長 堀 忠 雄

1枚おめくりいただきまして、第1表でございます。

歳入歳出それぞれ款、金額のご説明とさせていただきます。

まず、歳入でございます。

1 款保険料、5,048万8,000円。

2 款使用料及び手数料、1万円。

3 款繰入金、2,799万1,000円。

4 款繰越金、33万9,000円。

5 款諸収入、307万2,000円。

歳入合計、8,190万円。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、95万9,000円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、7,508万7,000円。

3 款保健事業費、528万4,000円。

4 款諸支出金、20万1,000円。

5 款予備費、36万9,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.9 予算に関する説明書によりご説明させていただきます。

1 ページから4 ページは議案書と重複しますので、説明を省略させていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

説明につきましては主なもののみとさせていただきます。

款、項、目、金額の順にご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

1 款保険料、2 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料、3,073万7,000円。現年度分でございます。

同款、同項、2 目普通徴収保険料、1,975万1,000円。内訳といたしましては、1 節現年度分が1,965万1,000円、2 節滞納繰越分が10万円でございます。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、2,799万1,000円。内訳といたしまして、1 節事務費繰入金602万1,000円、2 節保険基盤安定繰入金が2,197万円でございます。

2枚おめくりいただきまして、9ページ、10ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

歳入と同じく、主なもののみの説明とさせていただきます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、7,508万7,000円。事業科目としまして、後期高齢者医療広域連合諸経費の負担金となっております。

3款保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費、528万4,000円。こちらは健康診査諸経費の事業費となっております。主なものといたしましては、12節委託料498万6,000円でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

以上で、各課長による令和4年度予算についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑につきましては、最初にページ数と項目を述べてから質問をいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

それでは、質疑を行います。

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

ちょっと確認の意味で質問させていただきます。

国民健康保険特別会計予算の18ページになるかなというふうに思うんですが、今日の朝刊の記事で国保納付金の増額ということで記事になってました。これを読みますと、京都府と府内の市町村に対して国民健康保険事業の納付金を増やすよう求めているということで、その理由としましては、新型コロナウイルスの感染拡大による受診控えが収まって医療費が増額傾向にあるということが原因だそうです。

この記事を見ますと、府内の26市町村で増額があったりするんですが、本町和東町におきましては除くということになっております。減額ということになっておりま

すが、令和4年度予算の中でこういったものが府の納付金に影響するのかどうか、そのあたりご説明いただけたらなと思います。今日の新聞ですから住民の方も心配されているかと思いますが、よろしくお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

高山委員のご質問にお答えいたします。

まず、ただいまご質問にありました納付金でございますが、17ページの3款、1目医療給付費分がまず主になってくるかと思いますが、予算上では9,965万2,000円で計上させていただいている部分が主なものに当たってくるかと思われま。こちらのほうの納付金は、算定方法といたしまして、過去3年度分の医療費、また被保険者数の増減等を考慮いたしまして、京都府のほうで算定をしておるものでございます。

この算定いたしましたものが今の時期に決定いたしまして、令和4年度、次年度の1年間の納付金という形で決定されてくるものでございます。

新聞記事にありましたというところの医療費でございますが、和束町の過去3年分の医療費は、平成30年度、3年前でございますが、まず約4億6,000万円、令和元年度約4億2,000万円、令和2年度が約3億7,000万円ということで減少傾向にあった中で、こちらが主な要因となり、和束町の場合は減少という形になったかと思われま。

納付金のほうは、年度当初に決定いたしましたもので1年間固定で変動はありませんので、今年度、納付金が追加で増額になるということはないような制度になっております。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○ 2 番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

3年間の中で算定されるということで、令和4年度には変わりはないということ
でございます。少し一安心かなというふうに考えてます。また、よろしくお願
いします。

続いてですね、12月議会、また3月議会で一般質問でも取り上げさ
せていただきました合併処理浄化槽の関係でございます。

予算説明書の96ページになるかと思いますが、ここで合併処理浄化槽
設置整備事業費として401万8,000円ということで計上されているわけ
ですが、一般質問のときも触れましたけれども、国の循環型社会形成推
進交付金の中では宅内配管工事費用やくみ取り便槽及び単
独浄化槽の廃棄するときの費用、また、単
独浄化槽の雨水貯蔵槽として活用するための洗
浄・消毒費用ですね、そういったものも補助
対象になっているということで、浄化槽の
設置整備事業の要綱であるとか、公共
浄化槽等整備推進事業の要綱の中にも
そのことは昨年12月20日で改定されて
まして、今現在、明記されてお
ります。

ということからしますと、令和4年度はこ
ういった国の補助制度がこの予算の中
に含まれてくるべきではないかなとい
うふうに思うんですが、そのあたり
いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

失礼いたします。

高山委員のご質問にお答え申し上げます。

高山委員おっしゃいますとおり、先
日の議会のほうでも交付金事業の
ほうが改正によりましてできて
る状況にはございますが、今年
度の予算に計上させていただ
いている分につきましては、従
来どおりの合併浄化槽の設置
事業費のみとなっております。
先般の定例会でも申し上げて
おりましたが、また今後、財
政的なこともございますの

で、その辺は協議の上、進めていきたいと思っていたところでございます。現在につきましては、申し上げましたとおり、従来どおりの合併処理浄化槽の補助金ということでとどまっているところでございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

今、従来どおりということでおっしゃいました。財政状況によるからという理由でございます。令和2年3月5日に浄化槽法の一部を改正する法律等の施行について通知ということで、環境省環境再生資源循環局長から各都道府県に通知が来ております。この中ではですね、政府の目標を達成するために市町村が積極的に生活対策に取り組み、汚水処理未普及解消の課題となっている単独浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を強力に進めていく必要があるということなんです。ですから、そのために、今回、法律の浄化槽法の改定があったわけですよ。12月20日付でそういった補助制度も新たに設けられたんですよ。ですから、このことはやはり国のそういった方針に基づいてですね、市町村とすればそういう事業に取り組むというのが必要だろうというふうに思いますが、そのあたりはいかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

高山委員のご質問にお答え申し上げます。

国の方針は明確に、今、委員おっしゃいますとおり示されているところでございます。水洗化、また水の保全に対しまして各種施策が用意されておりますので、当初予算のほうには計上できてない状況ではございますが、先日の定例会でも申し上げましたとおり、今後、協議を進めていかなければならないと思っているところでございます。

す。京都府のほうへの要望等、また本町におけます条例の関係もございますので、その辺の整備も必要なところでございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

今、読み上げさせていただいたこの通知の中に、市町村は排水設備を設置し、またはくみ取り便所を水洗便所に改造しようとするものに対して必要な資金の融資、またはそのあっせん、利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介、その他の援助に努めるものとされており、国は市町村が資金の融通を行う場合には、これに必要な資金の融資、またはそのあっせんに努めるものであることということで、浄化槽法のほうに記載されているわけですよ。ですから、国もその支援はしますよということは浄化槽法の中に明記されているんです。ですから、やはりこれは必要な条例改正は当然していただかないといけないというふうに思いますし、また、府のほうと調整していただいて、令和4年度の早い時期に、本来、国から得られるべき補助制度をしっかりと取れるように努力を願いたいというふうに思いますが、いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

ご質問にお答え申し上げます。

国の施策が明確になっておりますので、本町の状況等におきましても進めていくべき事柄だと思っております。検討・協議並びに事務的な整備の関係につきまして進めていかなければならないと思っているところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○ 2 番（高山豊彦君）

ぜひ、そこは府のほうとまた調整していただいて、すぐ対応いただきたいというように思います。

加えまして、一般質問でも取り上げさせていただきましたが、公共浄化槽についてです。

市町村設置型の公共浄化槽等整備推進事業と個人設置型の浄化槽設置整備事業の補助対象となる基準が違うんですね。要するに、今、本町でやられてる個々に設置する浄化槽に対する補助制度と公共浄化槽としての補助制度が違うんです。補助率が違うんです。

個人の設置型の場合は補助対象が市町村と国の負担分ですね、要するに、市町村と国の負担分に対して国の負担が3分の1なんです。個人の負担は6割なんです。個人の設置の場合は4割に対して国は3分の1補助しますよと。公共の浄化槽の場合は、設置工事費総額に対して国は3分の1の補助を出しますと言うてるんです。総額の中でも9割です。個人負担は1割になってますから、9割に対して、その3分の1を国は補助しますということになっているんです。ですから、個人の設置型の個人に対する負担は6割要るんですが、公共にしますと1割で済むんですよ。

12月にご説明いただきました設置費用として、大体7人槽で130万円ぐらいというお話でした。これで計算しました。130万円ということになりますと、単純に個人負担13万円ですね。あと、それが60%となりますと70万円ほど負担しないといけない。大きな差があるわけですよ。ですから、公共浄化槽の取組をしていただきたいというふうに思うんです。これは設置費用だけです。先ほどの宅内配管の費用、また、処理費用というのは別です。設置費用の1割負担で、国はそのうちの3分の1を見ますよというのが今回の法改正の部分なんです。そこをしっかりとまた勉強していただいて対応いただきたいというふうに思います。

そのあたりいかがですかね、課長。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

はい、ご質問にお答え申し上げます。

ただいまございました公共浄化槽の設置に関して、やはりこちらのほうにつきましても協議が必要だと存じ上げます。確かに、補助率の面、なるべく個人のご負担が軽くなるという本町に合ったような形の施策を考えていきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいまから午後 2 時 4 0 分まで休憩します。

休憩（午後 2 時 3 2 分～午後 2 時 4 0 分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

2 番、高山委員。

○2 番（高山豊彦君）

それでは、引き続いて、先ほどの件をもう少し質問させていただきたいというふうに思います。

先ほどお話しさせていただきました公共浄化槽につきましては、浄化槽法第 2 条第 1 項の第 1 の 2 に浄化槽処理促進区域内に対する浄化槽のうち設置計画に基づき設置されたもの、要するに、そういう設置する計画を立ててですね、これは五箇年計画ですが、それに基づいて設置された浄化槽で、なおかつ市町村が管理するものと規定されております。

また、第 1 0 条 3 項には、浄化槽管理者は浄化槽の保守点検を要する業とする者及び清掃を清掃業者に委託することができるかとあるんです。ですから、市町村が自ら清掃であるとか点検であるとか、こういうことはやる必要がない、業者に委託すればいい

いということになってます。そういうことで考えれば、今現在、単独浄化槽なり設置されておられるお宅というのは、今、契約されている業者とそのまま継続してできるんじゃないかなというふうに考えてます。

あと、環境省の浄化槽リノベーション推進検討委員会というのが令和元年12月にいろいろ検討もされておられるんですが、その中で、公共浄化槽は、市町村が設置主体となることで維持管理が徹底され、良好な放流水質を確保できることや設置に関する住民の負担の軽減にもつながる。また、市町村が面的な浄化槽の整備を進めることで合併浄化槽への転換が進めやすくなるということを環境省のほうで検討されたんです。それに基づいて法改正が行われてきたわけですよ。ですから、今回、第5次総合計画の中で合併浄化槽の促進ということであたわられているわけですから、そういったところで、やはりこれは進めるべきだというふうに考えております。

その浄化槽リノベーション推進検討会の終わりのところでね、この対応方針に沿って環境省が関係する省令改正等を行うとともに、予算制度の活用と併せて浄化槽行政の実務を行う都道府県や市町村が改正法の施行にしっかりと取り組むことで、改正後の趣旨に応える必要があるというふうに環境省のほうで言われているんです。ですから、今、予算がないとかいうことじゃないんですよ。国が進めなさいと言ってるわけですから、また、その予算措置をすと言ってるわけですから、国の予算をしっかりと取りにいてこの事業を進めていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか、町長。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

この合併浄化槽ですね、これは12月に高山議員からご質問いただきまして、今回のこの議会でも答弁をさせていただきました。

基本的には、国のほうでは進めなさい。いわゆる努力目標を含めてやりなさいと。

いわゆる公共下水道で行けないところを指定をして、ここをやっていかなきゃならん。だから、国の方針でいうなら、和束町でしたら公共下水道に入っていないとこでまず指定してやると。そして、それから、今、言われたように、公共的な施設は町が設置していかなきゃならない。これは公共下水道ですから、町が全部責任を持ってやる。そして、下水道の利用料は同じように徴収する。これは12月にいただきまして私も受け止めましたけれども、いろいろと町村主体となってやる場合には、補助だけやなしにこの制度の仕組みから検討しないといけないと、こういう答弁もさせてもらったんですけども、いわゆる、これは公共的に取り上げていきますと、ご案内のとおり、各個人が公共だと大変なんですね。これから人口が減ってくる。だから、このところを検討して、今の合併浄化槽のどこへの補助制度を公共的に捉えてと私、申しあげましたけど、個々のところにそういう補助要素とか、そういうものを検討できる余地があるのかなと私も考えた時期があるんですけども、そういうことも含めて、ちょっと雑談もしておったんですけども、いわゆる合併浄化槽へ転化さすのも、公共下水道でやっているところの転化さすのも理由は一緒なんですね。今、高齢者とか、こういうところで公共下水道ができてませんから、この辺のところの関連をどう整理するかということで、12月にいただいて、事務局と建設課のほうと調整して検討してくれというのは私のほうから指示している内容ですので、それは今までからやってきているかなと。

それと併せて、私もいろいろ耳にしておりますとですね、ふるさと納税とか、ああいうものを利用しながら、そして合併するところとどう絡ませていこうとか、いろいろ工夫するものがあると思います。法律は努力目標と補助金がありますよということもありますので、その立法精神を尊重しつつ、和束町はどうしたらいいか、ここをもう少し煮詰めさせてもらわないと、早くって言うたら、私もどの程度がどうなのか漠然と分かりませんで申し訳ないんですけども、趣旨としたらやっぱり公平感を持っていく。そして、何とか合併浄化槽へ普及していく、こういう努力はしていかなきゃな

らんと思います。

それと併せて、少子高齢化が進んでいますので、1人、2人のところの世帯をどう下水道につないでいくか。こうなってくると宅内の補助制度も考えていかなきゃなりませんので、もう少しこの辺を検討。急ぐべき内容は急がなきゃならん。

今、高山委員が言われたように、法律で謳ってるやつをうちの条例に何にもなっていないこと、これは職務怠慢になりかねませんので、ここはきっちりしなきゃならない。

あと、和東町にどういう、その法律の趣旨に合ったものができるかという施策の設計ですね、その制度設計を建設課と農村と併せてやっていかなきゃならない。これは二つの課でやっておりますけど、内容によっては、将来は一つの課にまとめて公共下水道課とやる場合も出てきますので、だから、そういう場での検討をしていく必要が私はあると思います。

私はその考え方だけ申し上げました。事務的なところは分からないところがありますが、考え方はそうしていくべきだというように思います。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

これは京都府の資料なんですが、浄化槽事業ということで、公共浄化槽等整備推進事業市町村設置事業として書かれているところで、根拠として、国費、循環型社会形成推進交付金、これは先日の一般質問の中でも紹介させていただきました。それと、地方創生汚水処理施設整備推進交付金、それと府補助の生活排水処理対策費補助金というのが三つあるんです。ですから、府と調整していただいたら、そのあたりは教えていただけると思うんです。これにまた環境配慮、防災まちづくり浄化槽整備推進事業ということでやれば、国の補助制度は2分の1になるんです。どうしたらその2分

の1にできるかというのは、またこれは府のほうで調整していただいたらいいのかなというふうに思うんですね。

先ほど紹介させていただいた浄化槽法の一部改正する法律等の施行についての環境省の通知の中には、市町村が公共浄化槽を設置する場合には、浄化槽は分散型污水处理施設であることから、各戸個別の設置が基本である。各戸設置型浄化槽で整備すべきエリアにおいてそれぞれ浄化槽整備を行うと。

一方で、狭小家屋、要するに、敷地が比較的余裕がないなどの密集するなどの地域においては、その特性から複数戸数の汚水をまとめて処理するほうが望ましいと。それについては個別じゃなくて共同浄化槽のほうが望ましいというやり方もありますよということでは言われてます。

今回、この予算の中にもありましたが、下水道事業会計を令和4年度の予算においても一般会計繰入金で1億3,500万円ね、予定として一般会計から繰入れされるわけですよ。浄化槽などのし尿処理では、郡の広域事業組合の分担金とか浄化槽の設置整備事業補助を合わせて3,218万円なんですね。下水道には1億3,000万円、浄化槽には3,200万円しか入ってないんです。

これからしますと、先日の一般質問でも言いましたが、高額の事業費用を投入された下水道事業については、今なお一般会計から1億3,000万円の繰入れがあって、なおかつ、住民負担というのは少数の一人・二人世帯だと優遇されてるわけですよ、基本料金で終わるわけですから。浄化槽の世帯とはそういうことにはなってないんですね。ですから、その事業費から考えますと、やはりもっと下水道の整備されていない地域に対してのそういった事業をやっていただく必要があるなというふうに思っています。

それで、3月のれんけいで見ますと、2月1日と現在の町内の世帯数1,696世帯です。12月に答弁がありましたが、大体、年間の合併浄化槽の管理費が5万円から7万円。7万円で見たとしても1億1,872万円なんですよ。全世帯に合併浄化

槽を設置して管理費を町が全部見たとしても1億1,800万円なんですよ。全ての家庭ですよ。下水道事業を整備されているところもそうしてやった場合でもそれだけなんですよ。

ですから、今、町長おっしゃいましたけど、今後のことをしっかりと考えていただいて、そこは対応いただきたい。これは私個人が言ってるんじゃないんです。整備されていない西和東地域、原山・湯船地域の住民の方の声なんです。ですから、しっかりとそこを対応していただきたいというふうに思いますが、最後にもう一度お願いします。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えをさせていただきます。

さきの一般質問の答弁させていただきましたように、今も質問がありましたように、公共下水道のほうも何年かかかっていますから、これの後どうしていくべきか、今、考えています。

ストックマネジメントですかね、そういう中で考えていく。そのストックマネジメントを考えていくときに、今、高山委員が言われたように、そういうものも一体として考えていかなきゃならない。しかし、それは時間がかかるから、私はもっとそれより早めて、今の法律の中で何ができるのかということの関係課で検討する必要があるのかなど、こういう話は課長ともしていました。そういう方向では検討しておると。

だから、基本的なところ、公共下水道も今、言われたとおりです。そういう意味ではストックマネジメントしていく中で十分その方向を示すと、そのときに一体的な考え方をきちっと入れていくと。

先ほどの繰り入れてやっている、これが1億何千万円と大きな開きがあると。これはやっぱり国のほうも、し尿にしたかて何にしたかて、そういうところが要するという

のは何ぼか交付税でも見てもらえるという、うちの出ていくやつはある程度、交付税で見てももらえる、基準内で出ていって、一般財源かかったのはどうなんかというときは、そう大きく開きはなくなってくると。だから、そう考えていくと、国の施策も立法精神をもっと踏まえて、もうちょっと具体化してですね、今、言われるように、各町村に行き届くように、これはきっと和東町だけやなしにほかの地域にもまだまだそういう問題点があるんじゃないか。そういう課題を共有して一つは実現していくと、そういうようにしていくというのは大事なことであります。

今、言われたように、和東町では半分がそういう地域になりますからね、ここはやっぱりきちっと受け止めて検討を進めていきたいと、こういうことでご理解お願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

それでは、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、今回の令和4年度の予算といいますのは、コロナが3年目を迎えるということで、まだ終息のめどは全然立ってないという状況がございます。それと、昨年来から原油価格の高騰が続きまして、今、ロシアのウクライナ侵攻を受けてさらにエネルギーの問題というのが深刻化してきていると。それが具体的に今、住民生活にも及んでいるという中で、やはり令和4年度の予算というのは、これまでになく住民生活、また、なりわい、地域経済への支援をしっかりと強化して支えていくということが基本になくてはいけないと思います。そういう立場から、今回の予算について議論していきたいというふうにとおもうんです。

それで、まず、簡易水道事業の関係でさきにお聞きしたいと思います。

今回、簡易水道事業会計の5ページにありますように、水道使用料について前年度よりも3,123万5,000円の増額ということになっております。これを昨年9月

に簡易水道の使用料の改定という条例が通ったことでこの4月から改定の率を掛けていくということでこれだけの増額になっているということだと思っんですね。これまでどおりに水を使っいても3,000万円のお金住民の方から飛んでいくと、なくなるというのが今回の簡易水道の値上げということだと思っんですね。これはやはり先ほど言っましたように、今こういっただ状況の中で、まさにこれは明らかに矛盾しおると、逆行しているというふうに言わざるを得ないと思っんですね。

これは静岡県の方の新聞なんですけども、小山町というところが、今年2月に町議会で25%程度の水道料金の値上げについて全会一致で否決されております。コロナ禍では理解が得られないというのが議会としての意思だっただけで、本当に和東町の議会としても、そういう判断を下すべきだっただというふうにな、思っますけども、やはりこれが普通だと思っんですね。

そこでですね、やはり住民の方からも2月3日に、4月値上げ中止と再検討を求める署名がそのときは1,378筆提出され、その後の追加分を合わせますと1,400筆を超える署名が提出されました。これは極めて重くですね、決して無視は許されない声だというふうにな思っんです。

そこで、二つ伺っます。

一つは、これまで町長はですね、事前の住民説明や情報提供、意見聴取などを丁寧にすべきだというふうにな私も含めて議会として指摘をしてきましたけども、それを聞かずに、住民代表の水道委員会で十分意見を聞いて時間をかけて検討してきたから十分だというふうにな言われてきました。しかし、今回の署名提出というのは住民の理解が得られていないということですね。それから、行政の説明や情報提供、意見聴取が極めて不十分だっただということが明らかになっただというふうにな思っんですね。町長、それはお認めになりますね。それが1点です。

二つ目に、しかし、町は値上げ方針を変えておられませんか。このまま今この予算でいえばですね、値上げを強行されようとしております。これは住民の声を無視すると

ということですか、町長。町長はこれだけの住民の声をどういうふうに考えておられるんでしょうか。ふだんは住民との協働とか、住民の皆さんと力を合わせてとか、そういうことをよく口にされましたよね。その辺どう考えておられるのか。

2月3日に署名提出を受けて、これをどうするのかということは当然検討されたと思います、まだ予算編成途中ですから。どういうふうに検討されてこういう判断になっているのか、それをちゃんと説明いただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

最初に、よその町村との比較の状況ですが、その事業の進捗、そして形態、財政の仕組み等から比較しないとなかなかいかない。和東町の実態は、岡本委員もご案内のとおり、先ほどの下水道とは違うんですけども、一つの水源で安心安全な水を安定して家庭へお届けすると、これが和東町の大きな課題でありましたし、そうした面についてこれまでから議会でも議論していただき、多くの皆さんと取り組んでまいりました。この中では当然財源もついてくるわけでありまして。

そういう中で、その中には当然、合併一元化に向けて戦略を立ててやってきました。こういった行政ルールを進めるのは、今、岡本委員が言われるように、大勢の方に説明をして納得を得る、それが行政としてもいいんですが、和東町の場合、議会制の民主主義ということで取っておりますので、議会と十分議論し、全員協議会というのは習慣化して持っていくべきだと、これはそうなんですけども、これまでそのルールに基づいて委員会を開き、そういう取組をしてきました。結果として、住民に伝わってなかったという中で考えていきますと、不十分さという点には十分気をつけて、この反省を次に生かしていくと、私はそのことが大事だと思っております。

今、予算の中に反映されてないと。これは和東町の実態でいきますと、これまでそ

ういったことを合併を安定さす事業を進めていくのに事業費がかかりました。それが今の予算に反映してきます。今、1年間でピークになりますと1億5,000万円、まだ今年のところはそこまで届いてないかも分かりませんが、そういう返済をしていかなきゃなりません。従来、1億円余りで済んできたものが1億5,000万円を返していかなきゃならない。そうすると、この事業会計はこのまま使用料を触れずしてやっていくと分母が大きく膨れました。分子はそのままであると。いわゆる交付金とか、いろんな国の制度もありますが、こういった制度との比較もしていかなきゃならない。そういった限度ギリギリのところでは反映させていただきました。

しかし、岡本委員も言われるとおり、この時期にそうかと、これは会計の維持から考えて、これもみんなと議論しながら本当に議員の皆さんにも通していただいたというのは、そういうところの維持をしていかなきゃならん。ここは本当に苦しんで可決いただいておりますから、だから、その答えも聞きながら、全体的にいろんな中でコロナ対策は講じてきました。まだ、これからもそういった講じ方をしていくと、これは大事だというように思っております。

そういう意味で、住民の水道ですけども、住民の生活をどう守るか、これはやっぱり和東町としてできる限りのことは考えていかなきゃならないと、こういうように受け止めております。

先ほどの油の話とかいろいろありましたが、これはやっぱりウクライナ戦争の問題で大きく変化しました。これは日本にもこれから経済には大きく影響してくると思います。こここのところは国段階で対策を当然講じてもらえるところはあると思います。しかし、その中で小回りする点については、和東町で取れる実態に合った内容というのはこれからも検討はすべきだと思いますが、全てが全部町村でその答えに合ってくる、そういうことは不可能だと思います。

そういう移り変わりの中で、やはり私たちの物の考えもフレキシブルに持ちながら、現状に対応しながら住民の皆さんの生活が守られる、こういう観点からも十分これか

らも努力してまいりたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

先ほど町長ね、議会制民主主義をどうのこうのと言うてはりましたよね。私はよく言えたもんだと思うんですよ。実際ちゃんとした形で議会にまとまった形で説明といふかね、そのとき学習という形で受けたのって9月14日ですよ。課長からやっという資料を出していただいた、9月14日ですよ。9月の定例会で条例案を提案しましたよね。提案しながらやっというのを出してやったというのでしょうか。本当にこれでよく議事を大事にしてるとか言われますよね。議会に十分な判断の材料を与えずに決めたから議会制民主主義だというね、町長、悪くいえばそれは独裁のやり方ですよ。そういうことはちゃんと実態を見て言っていただきたいなというふうに思うんです。

一応、町長はいろいろ言われましたけども、反省をしてるって言われましたよね。反省をして次にと言われましたよね。反省ということは間違っことをしたから反省するんですよ。何もしてなかったら反省する必要ないですよ。でも、反省して次に行くって言われたから反省はされたということです。ということは、これまでの町の対応としては誤りであったということだと思っんですよ。これは子供にも分かることですよ。反省しなさいと言っときには間違っことをしたときなんです。間違っこともしてへんのに反省しなさいと言いませんよね。町長自ら反省したと言われました。ということは、不十分だったと、間違っだったと、そういう部分があったということをお認めおられるということです。であるならば、反省したんだらたださなあきませんね、同じ過ちになりますから。だったら、まずは住民の声を踏まえることじゃないんですか。それを無視して、取りあえず反省しましたから次やらせていただきますということじゃないですわね。学校やったら先生から怒られます

よ。そんなことは十分分かっておられると思いますけどね、だったらまず4月の値上げを一旦止めて、今、言われたようなことも含めて住民の皆さんへの説明、意見聴取をまず行おう。その時間をちゃんと取る。これは反省した方のすることじゃないんですか、町長。それもせずに強行そのまま値上げするというんだったら住民との信頼関係は壊れますよ。今かなり壊れかけてますけど、町長にはそういうご認識はありますか。このまま強行したら、あれだけの署名が集まって、まず考え直してほしいという声に対して全く無視をして、とにかくやるというんだったら壊れますよね。そういうご認識はありますか。

もう一回言いますようにね、反省されたんだったら、まず、ここで一回止まるというのが反省された方のやることじゃないんですか。どうですか、町長。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

先ほどお答えさせていただいたのは、まず、一つは、言われましたですけど、その説明からスタートして、今、質問いただいていたけども、私、申し上げておりますのは水道事業、これは安心安全な水を家庭にお届けする。安定的にこれからも続ける。そういう設備を入れていく。そのためにも水道一元化に向けて、当初、一段階では東部水源、西部水源、そして、あと、人口5,000人未満を切れたら統合、この戦略は今のそれよりずっと前からそういう方向で行きましょうねと。そして、統合できた時点では値上げしますけども、途中では値上げを極力控えていきましょうねと。だから、途中で値上げしたときには消費税アップされた分、外税で消費税の値上げをしたときが1回あります。だから、それ以外は20年近く皆さんと一緒に頑張って上げてきてない。

今回上げたというのは、先ほど制度上もいろいろ問題があります。今もしそういうことがなければ、止めたら大変なことになる。だから、議員の皆さんにも苦渋の選択

をしてもらった。そういう簡単な制度じゃないわけですから、しかしながら、私が言ってますように、生活はやっぱり守っていかなきゃならんねと。

いろんところで今までから、去年も一回、住民1人当たりの1万円の商品券の発行するとか、そういうこともやってまいりました。そうしながらいろんな努力をしていくことも私は大事だと思っております。だから、そういう意味では、そういった説明を日頃からきちっと住民に対してできてたんか。これほど住民の大事な水事業であったわけです。

和東町にすれば三十数億円からもっと超えてると思いますね。こんな大きな事業が住民にどこまで訴えられたか。私どもは何年か一生懸命取り組んできた中で、こういった事業というのは、議員さんやみんなのご理解をいただきながら進めていかないとなかなか進んでいきません。それに取り組んできて大きな事業が完成したときに、本当に住民に訴えることができたかとか、そして、今回に及んだことの説明が本当にみんな1人1人行き渡ったか、ここの不十分を言わざるを得ない。だから、こういったことは今度に生かしていかなきゃならないと、私はそのように思っております。その中で真摯に受け止めながら、住民の皆さんの声というのは大事にしてこれからもやっていかなきゃなりませんし、そういう意味ではほかの施策においても、その声を生かしていく努力はしていくべきだと、このように思っております。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

口では反省してるって言っても、結局、反省してないということですね。去年の今頃、町長選挙がありましたね。そのときに町長は分かっているのに何も言われませんでした。その後も何度も事前に議会に諮る前にちゃんと説明すべきだって繰り返し言ってきました。それでも一つも言うことを聞かない。聞こうとしない。今になって住民

の方が町長の目を覚ますために勇気を出して名前を書かれてるわけですよ、まずはここで検討してほしいと。町長が分からないからそこまでさせてるわけですよ。今まで何度も機会はあったわけでしょう。それを全く無視してここまで住民の方に労をいただいて、何とかそこで立ち止まって考え直して、ちゃんと説明してくださいというのが住民の声でしょう。今、反省するっていうんだったら、それにまず応えることがさきでしょう。そこをほったらかしにして次も何もありませんよ、町長。もうちょっと子供に対しても恥ずかしくない態度を取っていただきたい。町長は教育委員会を統括する連合の重役なんですから、そういう方が平気で反省してますと言いながら、それを反省してちゃんとしたことをしない。それは置いといて、次、頑張りますと。学校やったらこれは0点ですわ。本当に住民の方の声を受け止めるというんだったら、ここでまず止める、一旦立ち止まるっていうのが、子供に恥ずかしくない態度を見せる町長としての当然の態度じゃないんですか。本当に恥ずかしいというふうに思うんですね。

先ほど来、いわゆるほかのことで手当しますと。ほかのことっていうのは一時的なものでしょう。水道が上がった場合ずっと上がってるわけですよ。そんなことでごまかしたら駄目ですよ。

あなたが今、言われたように、昨年9月にこれを通したときと今では状況が全然違うでしょう。コロナもそうだし、原油の問題も、昨日、関経連ですか、関西の経済界がオイルショックの到来になるかもしれないと言って、思い切った対策をすべきだというふうに政府に言ってましたよね。この戦争によってここまで来てるんですよ。全く状況が変わっている中で、同じことでそうやって押し通そうとするっていうのはね、町長として判断力が欠いているとしか思えないですね。最後にもう一回聞きますからね、ちゃんともう一回立ち止まって考えるという答弁を用意しておいてくださいね。

それで課長に聞きますけども、今回の値上げですよ、現年度でいえば大体3,000万円だと思えますけども、いわゆる条例で基本水量を変えられましたよね。10

立米までが基本水量だったけど、今回5立米まで下げましたよね。それはなぜかといったときに、要は、前に頂いた立派な資料の中に、4割の方が基本水量で収まっていると。たしかそういう方に一定の負担をいただきたいというふうに言われてましたよね。今回この3,000万円の増額のうちで、今まで基本水量の方の分でこの3,000万円はどれぐらい占めるんですか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

今の質問ですけども、10立米から5立米に変えた理由につきましては、今、言われるとおり、10立米の負担の方が20%以上おられるということでございます。

もう一つの目的としましては、住民の公平性を保つために使った分の水道料を頂くということになっています。その関係で5立米以上というのは、10立米以下の方が20%以上おられて、20立米以下の方が40%近くおられるという中で、その方々に応分の負担をいただけるように下げております。

もっと極端なことをいえば、使った使用料の分を全て料金化するというのが一番ベストですけども、一発にそういうことをするのも理解を求めにくいところもありますので、今回のように10立米以下の方の使用料をできる限り抑えていきたいと。

3,000万円のうち幾らかということになりますと、若干10立米以下の方についての個々の水量をチェックしているわけではございませんので、幾ばくかのお金としか言いようがございませんが、明確にその数字については出しておりません。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

基本的な資料じゃないんですか、そんなことは。3,000万円という増額を住民

の方に強いる以上はどういうところに負担が行ってるのかということをごちゃんと答えられるっていうのが普通でしょう。そんなことも分からないんですか。もうびっくりしますよね。もう通ってしまっているからどうでもええやろうっていう態度かも知りませんが、この前、頂いたやつを私が私なりに計算してみたらね、10立米までの方で大体2割です、3,000万円のうちの。あとの10立米以降の11から30立米までの間で大体50%以上超えています。だから、いろいろ理由をつけてそういう水量を使っておられた方にさらに重い負担をかぶせてるっていうのは今回の値上げだということを指摘しておきたいと思うんです。

やはりこういうような時期に住民の声を無視してまでなぜ大幅値上げをする必要があるのか、なぜ、一定安定するまで待てないのか。値上げするにしても、もう少し緩やかにできないのかという声も多く聞かれます。

平成29年3月に策定された経営戦略では、令和2年度から25%の値上げをし、10年間の営業費と元利償還金の半分を賄える率として計算したと書いてあります。しかし、それから僅か2、3年で見直しが行われて、60%値上げの数字まで一時出ましたが、今回の値上げも町のお話では平均43%というふうに言っておられますけども、いずれにしても大幅な引上げになっています。このような急激な見直しが必要になった理由をお答えいただきたいと思うんです。

それと、今回の値上げの考え方として、前に25%と言ったときの営業費と元利償還金の半分を賄うということになって、今回もそういうお考えなのか。もし、そうであるならば、その内訳というのは元利償還金の半分といいますと大体5,000万円になりますね。あと、残り約6,000万円の営業費ということでしょうか。この場合、営業費とは具体的にどの経費のことを言っておられるのかも説明いただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、今のご答弁をさせていただきます。

まず、基本的に、計画人口とそれから現在の給水量を比較した段階で25%にとどまらないということが判明したことが一つです。

これはどういうことかと言いますと、計画人口で言いますと4,400人前後で計画を立てておりました。これは平成29年に出した分です。その中の給水人口が4,167人を見ておりましたが、実際のところと言いますと3,900人ぐらいまで落ち込んでいたというのが現実でございます。これを計算していったって10年間の人口動態を考えますと、先ほど岡本委員が言われましたように、60%の値上げをしないとイケないということになるろうという想定が出てきたわけでございます。それをできる限り押さえながら検討していこうということで考えてきました。

営業経費につきましては、若干まだ出しにくい部分がございますが、基本的には水道を運営するに当たる費用でございます。人件費も一部含みますし、薬剤費、それから電気代とか光熱水費等も含まれたものでございます。この辺のお金を全て計算していくということになります。

それと、先ほど言われましたように、償還金の2分の1を使用料で賄うというのは、これはあくまでも公営企業法の原則でございます。基本的に応分の負担をいただくという中で約半分という数字を出されているということで、その原則を守って和東町の簡易水道事業を運営していきたいということから、今回の改定の案を出させていただいて審議いただいたというのが現実でございます。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる人口の想定が甘かったということですね。だけど、平成29年に4,160人の想定をしたが、令和2年度いうのは2、3年後の話ですよ。10年も20年も

後の話と違いますよ。ほんのすぐそこに見えてるようなところをちょっと4,000人を切ったから狂ったんだという、今、言い方をされましたよね。どんな見通しが立っているんですか。大体毎年100人ずつ減っていったら下水の経営戦略に書いてありましたよ。町として100人ずつ減っていますと。そんなん幾らでも見通しきくじゃないですか。急に減ったみたいな感じでやり直さないけないと。25%がいきなり43%になるんですか。どんだけいいかげんな見積りだったのかと。そういう見積りに基づいて値上げを押しつけてるということだと思うんですよね。

昨日、個別に聞いたときにはそれだけのことは言われませんでしたよね。給水人口の減少はもちろんだけども、工事費とかいろんな経費の高騰のことを言っておられましたよね。それが借金の上乗せにもなっているとされましたよね。それは大事なんじゃないんですか。

これは結局なぜ増えたのかといえば、消費税が値上がったこととか、それから物資の高騰ですよね、そういったものが極めて政治的・政策的な要因で経費が上がってる。それを応分の負担だというのはおかしいと思うんですよ。住民にとって何も関係ないじゃないですか、責任もないし。そんなことになった。そんなことは使用料金で負担すべきものじゃないですか。政策的な関係でそうなっているんだから町か府か国が持てばいいじゃないですか、消費税を上げたんは国だし、物資の高騰をやっているのも国だし、基本的物価をコントロールしてるのは、住民に何の責任もないじゃないですか。だから、せめてそういったものを当初よりも上乗せになったと。借金を返す額も上乗せされてると。それで、今度のような大幅な値上げになってるっていうね、25%でも十分大幅だけど、それはやはりまずは使用料に跳ね返すんじゃなくて、その分についてはまずは一般会計で繰り入れたらいいんじゃないですか。

令和2年度決算時点で一般会計で9億円以上の基金があるじゃないですか。それを活用してでも基準外で繰入れを行って、この間の急に上がってきた経費の分については、それでちゃんと補填していくということをするればいいじゃないですか。なぜ、そ

れができないんですか。全てそういう住民の方の今までどおりの考え方で補填をしてもらおうと。それは今度のこんな大幅値上げになるっていうのであれば、まず、そこは町として補填して、もっと値上げ幅を抑えることはできたんじゃないんですか。なぜ、できないんですか。もし、これをやった場合に値上げせずに取りあえずその分を借金に対してのお金も含めてそこで充てるというようなことをやった場合、何か国とかの財政的なペナルティーとか、そういう影響があるんですか。あるんだったら言ってください、要望しなくちゃいけないですから。そんな不当なことね、町長、その辺いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

この簡易水道事業というのは、ご案内のとおり、企業法にのっとり独立採算というのは原則であります。そして、そういう中で、住民に安心安全な水を提供でき得る整備体制を整える、こういう大きな責任もあると思います。そういう原則の下に運営していくという中でいろいろと計画を挙げ、そして、今までからも水道委員会も設け、そういう中でも協議をいただきながら進めてきたと、これが全てであります。

今、岡本委員が言われた特別会計で事業せんと一般会計の中でやってしまったらいやないかという、こんな話になるようなおそれがありますが、法律の趣旨からはそういうものではない。

それと、さっきの消費税とかもっと国に言うたらええやないかとか、これだけやなしに、これはまた別途でいろいろな問題があろうかと思いますが、ここへ集中してそれを理由として言うのはなかなか難しい問題だというふうに理解しております。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○ 7 番（岡本正意君）

答弁してもらってないところがあるんですね。やった場合に財政的な影響があるのか答えてもらってないですね。

もちろん水道事業がいわゆる独立採算が原則だということはあるにしても、ただ実際に総務省が出してる水道事業に係る制度という文書にも書いてありますけどね、そうだけでも、要は、一方で水道というのは公共的な役割があるわけでしょう。全てを採算に合わせてやっていけばいいということじゃなくて、いわゆる住民福祉をちゃんと守っていくという公共性もあるということでしょう。それも原則なんですよ。

水道法にあるように、いわゆる清浄・豊富・低廉な水を供給するというのが水道事業の目的でしょう。低廉な水を供給するんですよ。低廉、安いということですよ。今度の値上げで高いでしょう。低廉と言えないじゃないですか。こんなんは法律違反です。

しかもそういうことであるから、原則はそうだけでも、能率的な経営を行っても、なお、その経営に伴う収入を持ったということは、客観的に困難であると認められる場合は一般会計の繰入れもしてもよろしいということじゃないんですか。どんなことがあっても独立採算だから入れられませんということじゃないじゃないですか、町長。

今回こういういろんな緊急事態もあってね、これだけの大幅な値上げを押しつけるなんて、本当にこれは異常なことですよ。基本的に放漫な経営をされてないでしょう。だけど、こんだけの大幅な値上げをお願いしなくちゃいけないというんだったら、取りあえず当面は一般会計からの繰り入れなしに防げないじゃないですか。そこは政治的な町長判断じゃないんですか。

それでちょっと課長にお聞きしますけどね、今回値上げで3,000万円増額してそれを借金に充てるとか、経費に充てるとかいう予定になってますけど、これは予算ですから、あくまで見込みですよ。やはりこれだけの値上げに対して住民のほうも生活防衛で節水するとか、また自己水源へ転換するとかいう人も既にいますよ。持っ

てはる人はこっちのほうの割合を増やそうとかありますし、また死亡とか転出などによる人口減少はこの年度内も続くだろうし、それによってやはり給水のほうも減りますよね。世帯減少もあるし、使用料の減少というのも十分想定できると思うんです。見込みよりも使用料の収入が大きく入ってこないということも十分あり得るというふうに思うんですね。その場合どうされるんですか。その減った分、どうやって補填されるんですか。

また、令和2年度のコロナ対策による基本料金免除が国の高料金対策の対象外となる可能性もある中で、もし対象から外れれば約1,500万円の穴が開くというふうに言われてますね。もし、入ってこなかったらどうやって補填されるんですか。一応入ってくるという前提で予算を組まれているとお聞きしておりますけど、もし入ってこなかったらどうやって補填するのか。料金が予定どおり入ってこなかったらどうやってその分を穴埋めするのか、それはどうされるんですか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

基本的には、全てのお金が未納なしに入ってくるということを期待しているところでございます。

今、岡本委員が言われましたように、一般会計からの繰り出しを出しますと高料金対策という対応ができにくくなるというのが現実でございます。これは使用料の割合と一般会計から出した割合で発生するものも要素の中に若干ありますので、そういう点もございます。

今の段階で言えますのは、資本費平準化債等を活用しながら若干の財源調整はしていかなければならないというようには考えております。これをどこまで使えるかというものにつきましても、今後、財政との調整検討もございしますが、今の段階では予算

書の9款町債の中の資本費平準化債のあたりをうまく活用していく中で何とか動かしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる100%集まったとしたって、節水とかしたら要は節水した額でしょう。100%で滞納なくたって減る場合があるじゃないですか。要は、それでも減る場合があるでしょうって言ってるんですよ。消費税ってそうですよね。そういう意味ではやはり何らか補填しなくちゃならなくなるわけでしょう。ということは、基本的に補填できるということなんです。補填できるんだったら、使用料の負担をこっだけ上げる必要もないでしょうって思うんですよ。

実際にこれだけの大幅な値上げを押しつけたら滞納だって生まれますよ。今までだって滞納はあるんだから、実際に払い切れない人がいるんだから、そういうものを抱えたままさらにこんな大幅値上げしたら、ほかの分だって負担が上がっているのに、さらに滞納が増えるのは当たり前じゃないですか、そういう意味でも無謀だって言ってるんですよ、町長。

町長ね、最後にもう一回聞きますけど、いろんな意味で、今回の大幅値上げというのは道理がないし、住民との信頼関係という意味でも町長の取られている今の態度というのは大変恥ずかしい態度だと。本当に反省したって言われましたよね。反省したって言われるんだったら、まずは何を反省したのかということ言えば、今までの説明が足りませんでした。理解を得られませんでした。だから、これだけの声も寄せられました。まずは立ち止まって、しばらく止めてでも皆さんに説明させていただきま。それが町長が今この場でどなたにも恥ずかしくない態度として、和東町の代表が取られる態度じゃないですか。

もう一度聞きますよ。まずはこの4月の値上げは止めて住民の方に説明する、理解

を得るために時間を取るということをすべきじゃないですか。町長、どうですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今、岡本議員のご質問の中にもありましたように、こういった事業会計、先に何が起こるや分からない、そういうことは確かにあります。だから、いろんな制度をフルに利用する。先に平準化していく体制とか、さっき課長も言っていましたように、フルに利用してやりたい。

なぜ、そうしなきゃならんか。これから先、住民にとっては水は生活、安心安全、そして安定して給水するのが町の責任であります。そういった責任を果たすためにも、立ち止まってどうのこうのって、最低そのために必要だということで提案していただいて、議員の皆さんにも苦渋の判断をいただいております。当然の話で、皆さん安いほうがいいです。しかし、苦渋の判断をしていただくというのは、それだけ和東町の今後、安定給水、そして和東町の命を守る、この施策というのは非常に重要だと思います。そういったことはこれからも大事にしていかなきゃならない。簡単に立ち止まってどうやない。そんな危険なことよりも、そういう状態をしていかなきゃならんというように思っております。

それと、先ほどの反省と言いますか、私も住民の皆さんにこのことをきちっと伝えられたかという、なかなか伝えられなかったといったことは真摯に受け止めています。そういう意味において、安定給水、この行政の責任である安定給水をこれからも和東町で続けていく、この説明はこれからもしていかなきゃならん、このことの思いを強くして答弁いたします。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上武津男委員。

○6番（井上武津男君）

それでは、私のほうも、岡本委員の続きでお聞きしたいと思います。

私は、この水道会計の値上げに対しては賛成いたしました。なぜ、賛成したか、それについては一般質問でもいろいろ課長や町長に質問しております。そこで、今回、これ皮肉にもコロナのこの時期になったというのは一つの要因でもありますけれども、今回、水道の金額のものを止めた場合、次にまた出される場合、それより安くなるのでしょうか。それともそれよりも高くなるのでしょうか。まず、そこからお聞きしたいです。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の井上委員の質問にお答えさせていただきます。

基本的に、止めてしまうと高くなるということは間違いないと思います。

それを前提として、もうちょっと深い説明をさせていただきますと、先ほど岡本委員の段階で説明しましたとおり、平準化債というのはあくまでも起債でございます。借りる以上は後世にその借金を残すという形になります。これを増やせば増やすほど後世にその負担を多くするだけのことになりますので、そういうことを考えますと、適時な値上げの時期ではあったのかと言われることについては、私のほうは自信を持って言えるかなと思います。

ただ、この時期になる前に料金改定の議論を若干出させてもらったときに、取りあえずは現年度の徴収を限りなく100に近づけてほしいという要望がありました。この辺につきましては、平成29年から30年、31年、32年と99%以上の徴収をしております。住民の皆さんについては私はこの段階で今の水道を使った料金をしっかり払ってもらえるということを信頼した上でこの値上げの段階のご理解を得られると考えておりますので、その点、ご理解をよろしくお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

6 番、井上武津男委員。

○6 番（井上武津男君）

今の課長が言われたように、水道料金の支払いのほうをできるだけ先に支払いしてなかったところを徴収できるような形をまず取られたと、そのようにお聞き受けしましたけれども、それでよかったですか。

20年近く値上げしてない。この20年近くインフラ整備、いわゆる設備投資のほうはどういう形で20年間の順を追ってもう一回説明していただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の井上委員のご質問に答弁させていただきます。

まず、一元化の前に湯船区の給水がかなり老朽化しまして、危機の状態にあったということがあります。これを何とか解決するに併せて、湯船水源以外の原山水源、東部水源等の改善化も含めた計画として湯船に浄水池を一基造る。これによって統合化の足がけをつくるということが始まりです。そこがスタートして、西部水源は若干時期が遅いので、それを除く部分の統合化を図りました。このときの値上げが平成19年に一度行っております。

先ほど町長が申しましたように、その手前に消費税の外税という時期がございますが、そのときに抜本的に料金を改定しました。その後、西部水源が少ない。それから、木屋水源が枯渇しているという状況の中で、この水源も含めた全ての水源を一元化してほしいという住民のお声を受け、その後25年当たりから計画を立てまして進めております。それが令和2年に完成しまして今の状況になったということでございます。まだ、西部水源の排水管の整備が残っております。実際のところを言いますと、いつ、どこで噴水が出てもおかしくないような状況の中にありますので、これを早期に計画していくということを残した中での解消でございますので、ご理解のほうをよろしく

お願いします。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上武津男委員。

○6番（井上武津男君）

木屋水源のほうも、いわゆる一元化されたということで、結局、木屋の方も喜んでおられました。我々のところは今までずっとそういうものがなかったから、これをしていただいたのはありがたかったと、そういう声はいただいております。

そして、独立採算制の意味をもう少し分かりやすく、住民の皆様方に分かるように説明していただけませんかでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

簡単に言いますと、民間企業という言い方になってしまいますけども、基本的に、税だけの負担で運用しないということでございます。受益者である住民の方々に応分の負担をいただいた上で、この会計が独立して動けるといようなことが望ましいと言われております。なかなかそこは難しいところがございますので、現段階では償還金等の部分に当たる低率の繰入金を取りながら動いているという状況でございます。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上武津男委員。

○6番（井上武津男君）

いわゆる自分で使った水道というのは、まずは自分がお払いする、これは原則であるということですね。それでよく分かりました。

電気料金も、そして、ほかのガス料金とか、それも一緒なんです。そうですね。ここでインフラに対して国や府からどれだけの分が割当てで町のほうに設備投資のほうの費用を頂けるのか、それは法律でどのように決まっているのか、住民に分かるよう

に、これもお願いしたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、ご答弁させていただきます。

今の質問でございますが、基本的にいろいろ場合がございますので、一概には言えません。ただ、補助事業になりますと、事業費の全体の3分の1であったり2分の1であったり、もしくは起債を対応させていただいた場合につきましては交付税で跳ね返ってくるような状況であったりということになりますので、大体50%以上のお金を有利な補助金、有利な起債を活用しながら事業を進めさせていただいているというのが現実でございます。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上武津男委員。

○6番（井上武津男君）

町長にお聞きしたいんですけども、今回のいわゆる水道料金値上げについては住民にいろんな意味で説明不足があったと私は考えております。そして、はっきり言ってこれは苦肉の策です。値上げはしたくないです。でも、今やらなければ、次またするとしたらそれ以上の値段になります。これはやっぱり避けなければなりません。そしてこのことも皆さんに分かっていただかなければいけないと思うんです。その点について町長のご意見を聞かせてください。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今もご質問いただきましたように、こうした制度を日頃からきちっと住民にご説明できる、そして、ご協力をいただくということが大事であろうというように思ってお

ります。

今もご質問がありました企業会計でいかなきゃならんとか、独立採算で取らなきゃならんとか、役場の一般会計も企業会計で複式で求められると思いますが、そういう経営をしていかなきゃならん制度があるわけなんですね。そういう経営をしていかないと。

和東町は今、全部公というところでやって、全部繰り出しできへんのかと。やっぱり公でやっていけば公共的なものは一般会計から繰り出して、これも基準の内とか外とか決められる中でいろいろやってきてます。そういう意味において、日頃から組織は難しいですけども、今、井上委員が言われたように、ガスとか水道と同じような運営を町が請け負っていると。本当は企業会計でやっていかなきゃならん、そういった独立採算の企業を抱えているということ、この辺のところを、今、言われたように、日頃から住民の皆さんにしっかりと理解していただいて、そして、ご協力をいただくということが大事だろうと、つくづく今のご質問をいただきながらそういうふうにご考えさせていただきました。

そういう意味では、先ほど岡本委員の質問にありましたように、不十分さというのはこれだけじゃない。ほかにも行政の中であると思いますが、きちっと説明をしていくというのは大事であろうと思いますので、この辺のところは、今のこういった状況を真摯に受け止めて、水道だけやなしに行政全般に生かしていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上武津男委員。

○6番（井上武津男君）

ありがとうございます。

こういう形でやっぱり丁寧な説明をしていただければ、恐らく住民の方も分かっていただけると私は思っております。これからもそういう形で進めていただきたいと思います。

いますので、よろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

私も1点質問させていただきたいんですが、町長、副町長、今日、私、庁舎に入ってきたところ、一つニュースを聞きました。4月の新入生が入ってこないというようなことを聞きました。それは事実でしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

はい、村山委員の質問にお答えしたいと思います。

受験者は数名おられたわけなんですけれども、合格発表をさせていただいて、向この都合もあったと思うんですけれども、お断りの電話が入ってきて、保育園の新人の方はおられるんですけれども、一般事務職員としてはゼロということになっております。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

今のところ和東町は正規社員が80名ぐらいですわね。今年でもやはり定年を迎える方はいらっしゃると思います。それを補充するためには毎年切れ目ないような人材獲得をしていかなくちゃならないと思うんです。それで、和東町の役場の皆さんを前にして言うにいくんですけど、昔から和東町の役場は給料が安いと聞いているんです。今、要するに標準は京都府でどれぐらいのレベルにあるかお聞きしたいです。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

和東町の職員の給与の平均額でございますが、村山委員、予算に関する説明書の133ページになります。こちらのほうに和東町の一般会計の状況でございますが、載せさせていただいております。

（3）給料及び職員手当の状況ということで、職員1人当たりの給与ということで載せさせていただいております。令和4年4月1日現在、平均給与額が41歳、33万8,500円ということでございます。これが和東町の全体の平均給与という形で報告させていただく分でございます。

一方、国庫公務員の給料を基準にしたラスパイレス指数というのがございます。これにつきましては、和東町につきましては、96前後ということでございます。これだけを見ると平均かなという話になりますけども、木津川市、精華町、京田辺市、実際に言いますと、南山城村、笠置町、和東町、宇治田原町、井手町以外の市町につきましては地域手当というものが支給されます。これは国家公務員の基準に合わせてでございます。木津川市については本給の6%が上乘せされます。また、京田辺市でしたら15%の上乗せでございます。京都府庁、本庁の場合につきましては、私は12%前後と聞いておりますので、本給以外の地域手当が支給されるところに若い職員を募集されて、そちらのほうに就職される事例が多くなっております。ですから、和東町としましても、町村会を通じて堀町長のほうから、この改善を図ってほしいと。優秀な人材を受け入れたいということがあるんですけども、国の制度外の形で和東町が地域手当を支給するというふうになれば問題が生じますので、そこがなかなかできないというのが原因になっています。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

やはり今ね、公務員志向という方が多いと思うんです。同じ公務員となると、通勤しやすい場所とかいうようなことになってきます。そして、そこに給料というものが絶対ついてくると思うんです。先ほど言いましたが、今年も定年を迎える方がいらっしゃいます。そこへまたあとの方にそのポジションについてもらうということになる。管理者候補ですかね、そういう方のしつけができてるんかどうか、その辺が危惧するんですよ。だから、給料でも上げて、いろんな手づるがあると思うんですけどね、和東町の職員の給料を上げてやると。そして、優秀な人材を採る、そういうことをしていかなくちゃ、やはり人材が一番宝ですので、その辺のことを町長どうお考えでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今も村山委員が言われますように、仕事、職員だというように思います。職員の方に来ていただけるような職場というのは、給与も含めて、そういう環境をつくっていくのが大事です。そういった一面は私の大きな責任であろうと思っております。

ただ、先ほどもありました、町村会によっていろいろ違ってきますね。新聞でラスパイレス指数を町村毎に並べたときにうちはあまり高くはないとこで出してきたりね、超えようとしたかて、その辺のところは不交付団体だったらそれでいいんでしょうけども、交付を受けてる団体からすれば、そういう基準というのは大事にしていかなきゃならんというジレンマに陥るところがあるんですね。それはそれとして、制度のことをいろんな面で申し上げていかなきゃならんところがありますが、できる限りそういうことも含めて、そして、いろいろと管理職になっていくにつれて、そういうように進みやすいような職場環境をつくっていくと、この辺にこれからは努めていきたい。

確かに、今、言われるように、仕事をしていくには働いてくれる職員の体制であり、この問題は大事だと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

よろしく申し上げます。

私も長年勤めてましたのでね、下の者が一生懸命仕事してくれたら上の者は仕事せんでもよろしいんですわ。だから、そういうような形に持っていったらと思うんです。

それですね、一般会計の36ページなんですけど、言葉の意味等をご説明願いたいんです。

一番下のほうですけども、負担金補助及び交付金1,460万円、その内訳として、子育て三世代同居等応援住宅総合支援補助金520万円、そして移住促進住宅整備事業補助金900万円、これについて説明いただきたいです。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

村山委員の質問にお答えいたします。

36ページの子育て三世代同居等応援住宅総合支援補助金とございますのは、令和3年度の9月補正のほうで議会に提案させていただいた、まだ新しい事業でございます。

内容につきましては、新婚世帯または子育て世帯に対して、生活に必要不可欠な住宅確保ということで支援を図るということとなっております。

新婚世帯の方におかれましては、国の制度で39歳以下の世帯400万円未満の所得、また、府の制度につきましては、国の制度にのらない500万円以下の世帯に対してという基準があるんですけれども、その方に対して、一定、国の制度は30万円、それから府の制度が18万円という上限がございます。

また、多子世帯、三世代同居または近居ということで、18歳以下の子供さんが3人いらっしゃるご家庭に対する住宅のリフォームに対しまして、府内の方につきましては上限100万円、府外から移住されてこられた方につきましては上限200万円ということで、ただ、なかなか同居が難しい場合は、2キロ圏内にお住まいの方にも近居ということでお住まいになられた場合も、住宅のリフォームということで補助金が出る、こういったものが今、子育て三世代同居等応援住宅総合支援補助金ということで520万円を計上させてもらっています。

リフォームが400万円、それから結婚新生活が120万円という内訳になっております。

続きまして、移住促進住宅整備事業補助金、これは900万円でございますが、こちらは従来からやっております空き家を改修しまして移住促進を図っていこうということで、湯船地域、東和東地域におかれましては180万円の4軒分を見ております。また、その他の地域につきましては、上限90万円の2軒分ということで、合わせまして900万円の予算を計上させていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

ありがとうございました。

三世代という言葉がちょっと響いて、三世代も住んでる家がこの辺にあるのかなと思ってましたけど、よく理解できました。

次はね、38ページなんですけど、真ん中あたりに、わくわく地方生活実現パッケージ事業費ということで、わくわく地方生活実現移住支援金200万円、この言葉の意味をご説明願いたいんですが。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

38ページのわくわく地方生活実現パッケージ事業というものは、東京圏等から移住されてこられた方に対しまして100万円の資金を援助するということで、住宅確保等に係る支援金でございます。100万円の2軒ということで、移住・定住の促進に係る事業で、国のほうから各市町に促進されている事業で、和束町もこの事業を活用しまして、東京圏等の都心部のほうから人を確保していきたいという、そういう事業でございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

先ほど村山委員のほうからありました職員の処遇改善の問題で一つだけお聞きしておきたいんですけども、委員会でも少しお聞きしましたが、今、政府の方針の中で、いわゆる介護職であるとか、保育職であるとか、エッセンシャルワーカーと言われていている職員について賃上げを行うようにということで言われております。もちろん民間だけでなく公についても極力処遇改善を図られるようにというふうには国は言っておりますけども、結局、和束町としてそういう対象になる方というのは、今回の予算の中でおられるのかどうかですね、どういうふうに対応されるのか、その辺いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えいたします。

岡本委員から以前にもありましたように、本町の職員で対象になるのが保育士、介護職、また看護師が該当するということでございます。

昨年の10月頃に国のほうから照会がございまして、和東町で検討させていただいたところ、当然、和東町の職員につきましては公務員という身分がございまして、やはり民間給与と比較させていただきましても、今の実態でいいますと、和東町はその対象にはならないという判断をさせていただきまして、今回の制度は見送らせていただきました。

一方、会計年度任用職員の関係でございますが、こちらにつきましても基本的には職員の給料に準じて賃金計算をするということになっておりますので、見送っているところでございます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる公共の行政職の関係では、国へのそういった申請が大変少ないというような話もあるんですけども、ただ、今の話もありましたように、もちろん民間との関係で民間が低過ぎるということはあるかもしれませんが、比べて低くないということというのは、ある意味、あまり理由になるのかどうかというのがありますし、やはり行政のところで引き上げることで民間を引き上げるというね、今までは逆に人勧とかで、要は公務員の賃金を減らすことで民間の給与も減らしてきたと、そういう悪循環をつくってきたことがありますから、逆に、公の部分で思い切ってそういったものを取り入れてですね、せっかく国がそういうのをやりましょうと言ってるわけですから、やはりしっかり取り入れて、少しでも賃金が上がるように私はすべきだというふうに、特に会計年度なんかも処遇的にいいわけじゃないわけですから、やはりそこはぜひ積極的に取り入れていただきたいなというふうに要望しておきたいというふうに

思います。

それとですね、先ほども出ていましたけども、定住・移住関係でお聞きしておきたいんですけども、先ほど町長の話でいえば、やはり定住という面では、ここに暮らしてよかったと思えることが大事なわけですから、こんなに生活費が高いところに好んでくる人ってなかなか難しいですよ、町長。介護保険も府下一高いですし、水道も上げたら府下一高くなるんじゃないですか。そういう意味でも大変逆行されてるなというふうに取りあえず言っておきたいと思いますけども、いわゆる定住関係でずっと空き家の活用ということを町としては言い続けておられたわけですけども、令和4年度において空き家の登録数ですね、それから活用数とかはどのような目標で持っておられるのか、その辺お聞きしたいというふうに思います。

それから、今回、新規事業なのか、空き家活用による新ビジネス創生事業というのが40ページにありますけども、サテライトオフィス空き家改修助成金、サテライトオフィス空き家提供協力金などが該当するのかもしれないんですけども、その辺の説明をお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

まず、空き家の確保でございます。

現在20軒の空き家がございます、そのうち17軒まで登録が既に成約で、あと3軒しか残っておりませんので、まだまだ掘り起こししないといけないということで考えております。

当初の目標ですけれども、令和3年度で11軒クリアしておりますけれども、やはり同じだけの目標で非常に高い数字ですので、目標としましては、まずは5軒を目標にしております。

あとは、先ほど40ページの空き家活用による新ビジネス創生事業のご質問でございますが、現在、サテライトオフィスが和東町の体験交流センターにございまして、そちらは平日の10時から5時という時間的な制約もございまして、令和3年度の状況を見ておりますと、休日、時間外でのご使用、また学研都市のATRさんがずっと定期的にご使用される中で、やはりもう少し自由に休日も使っていただけるようなテレワークというのを推進していかなければならないなということで考えまして、町内の空き家ですけれども、空き家を改修して和東町のサテライトオフィスを拠点にして拡大していこうという、そういったサテライトオフィスの空き家の改修の助成ということで15万円の5軒を考えております。

こちらは移住・定住となりましたら10年間移住しないといけないという補助金の縛りがございますが、一定、3年ぐらいの間の周期の中で、住所は移さなくても定期的にご使用いただけるような、そういった比較的空き家を出していただきやすい環境に誘導できるかなということで、空き家の所有者に対する改修の助成金を想定しております。

これまで空き家の改修は移住されてこられた方に対する助成でございましたが、所有者に対する助成等はありませんでしたので、空き家の所有者の改修、所有者に対する助成、また、空き家を出していただきまして成立が決まりましたら、空き家の住宅の使用料プラスアルファ町から1月5,000円の上乗せの協力金ということで、成約物件につきましてはお支払いさせていただくということで、3年間考えているところでございます。

また、空き家の活用のプロモーション、こういった空き家を掘り出したり、またサテライトオフィスを拡大するための人材も必要になってきますので、その人材に係る部分を120万円計上しております。こちらは移住者と情報交換できる、将来プラットフォームの構築に向けた人材ということで想定しているところでございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる空き家自身はまだ増えてるという状況もありますし、それを地域で放置されるのは大変胸が痛い面もあるんですけども、それで活用される方向性自身は大事だというふうに思いますので、そこは引き続きやっていただきたいんですけども、町長にお聞きしておきたいのは、やはり第5次総合計画の初年度の中でトンネルの開通とかもこの計画中にありながら、どう定住してもらえるような状況をつくっていくかということなんです。

やはりこの間、住む場所をどう確保するのかというのが大きいテーマになっているというふうにずっと議論もしてきたわけですけども、一方で、空き家の活用ということとは進めていただきながらもですね、やはり前からも言うておりますように、一定、公営住宅のような、人のものを活用することだけじゃなくて、しっかり町として責任持ってそういう器を確保していく、そういったことが本腰を入れてやっていく必要があるというふうに思うんですね。

その辺、これまでもいろんな形で民間の云々という話も含めて言われてきましたけども、実際、第5次総合計画が始まる中で、この令和4年度、住宅を本当に整備していくという意味での取組というのはどのようなお考えですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

このご質問については、岡本委員から何度か今までも質問をいただいております。今もちょっと触れられましたように、私の答弁には空き家の利用というもの一つありました。それともう一つは、用地を公で持ちながら、そしてそこへ民

間企業が建ててやられる、こういう方法、民間との関わりの話をしてまいりました。それと、直接、町営で運営してやる方向とか、住宅の在り方についてはいろいろと方法があるんですけども、質問をいただきまして、私は、今までから空き家もしくは民間に来ていただく、こういう方向の中でできないかという答弁でした。というのは、町営が増えてまいりますと、やっぱり財政規模から、どこまで行けるかというのは非常に運営上も心配な面がありましたものですから、そういう答弁はしておりました。

トンネルを見据えたまちづくりと、これは第5次総合計画のそういった面があります。それと、今までなかなか民間が入ってこなかったというところですけども、土地提供があるんだったら行きます。その分、住宅というのは安く済むと。そういう制度もありかなと。いろんなことを工夫しながら、住環境整備というのは今後も検討していく必要があるというふうに思っておりますし、大事だと思っております。

併せて、先ほども課長も答弁しておりましたように、今までは定住、定住というのは非常にこだわっていたところもあるんですけども、国のほうでは関係人口とか、二拠点住宅とか、いろいろ移り変わりしてきてます。そしていろいろ柔軟に対応し得るような住環境整備に努めていく必要があろうかと思えます。これもトンネルを見据えたまちづくりの概念の中に入ってくるだろうと思えますので、今も岡本委員が言われるように、ここも大事な問題としてさらに具体化に向け進めていくものだと考えております。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

いわゆるそういう定住という概念ですか、関係人口とかも含めてと言われますけども、ただ、やはりここで本当にしっかりと定住していただく方をどれだけ増やしていくかということをやむを得ず抑えていただきたいなと思うんですね。ちょっと関わってもらったらいわということじゃなくて、やっぱりこの住民になっていただくというこ

とが大変大事だと思います。

特に今の地域は大変急速に高齢化も進んでいく中で、単に地域にお年寄りが増えていくということだけじゃなくて、掃除も含めて今まで地域でできていたことがなかなかしんどくなってきている。大きくなった木を切るとかということも含めてなかなかできにくくなって、もし無理してやったら事故になったりとかいうようなことにもなりますし、そういう点で、今まで当たり前でできていたことがなかなか難しくなっている。それは世代的な偏重といいますかね、そこに若い世代がいないとか、子供がいないとかいうことが、今、町内の中ですごく広がってきているというふうに思います。

そういう点でも、そういう方を和東に迎えていくという意味でも、また、そういう方を例えばこれ以上町外に出さないという意味でも、本来はここに住みたかったけども、なかなか家が見つからなくて、お子さんの成長に伴う経費のこととかいろいろ考えたら引っ越さざるを得ないということになっておられる方もおられますから、そういう点では大変残念だと思うんですね。

そういう点でも、やはりここで住み続けられるということは、民間の空き家とかも大事ですけども、町として議論ばかりじゃなくて、令和4年度でどこまで持っていくのかと。町長が言われる民間の誘致ということも含めて、この令和4年度でただ単に議論だけじゃなくて、具体的な話として具体化していくと。そこまで持っていってほしいなと思うんですね。その辺、単に大事だっていうだけじゃなくて、具体的な取組としてぜひめどを立てていただきたいなと思うんですけども、もう一度、町長、お願いできますか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

これまでから企業との接触のあるところには、そういった問題上、話し合っているところであるんですが、いま一步というところがなかなか現実化しなかったというのが

今の実態であります。いま一步というところがトンネルの具体化によって大きく前進するのかなというふうに思います。そういう意味で、今まで続けてきた話、また、これからさらに発展するだろうと思うところはこれからもやっていきたいというように思っております。そういう意味では、これからも緩めることなく考えていくべきだということのように思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

ぜひ、この1年で具体的な動きになるように努力いただきたいというふうに強く要望しておきたいと思います。

それで、下水道の関係なんですけども、要は浄化槽のこともあるんですけど、今の下水道の接続率がなかなか上がってこないということで前々から話になっています。町のほうでつくられた下水道の経営戦略を見てたんですけども、平均的に見ても接続率が大変低いと。いわゆる和束町と同じような同水準の規模のところを見ても低いということが書かれてて、その中で人口の減少とかいろんなことがあるんですけども、今後、何らかの補助をしてでも接続率を高めていくことが必要だと書かれているんですね。

前はとにかくつなげてください、これは大事ですから、環境のためですからとか、そういう啓発的な部分で何とかということが前から言われていた意味では具体的で前進だとは思っているんですけど、そういう意味では、やはり何らかのそういう接続する際の補助というか、財政的な、経済的な負担を減らす手だてというのがないとなかなか現状からしても難しいというのはお認めになっていると思うんですけども、具体的に、実際に補助をしていくという意味で市内での議論はされているのか、その辺、今の状況を教えていただきたい。

それで、下水道事業の特別対策で24万円とか、水洗化補助とかいうのがありまし

たね。ああいうこともそうなんですけども、例えば、全国的には、住宅改修とかの補助金で、その対象に水洗化も入っているというのものもあるんですよね。だから、要は、広く使えるような制度の中で水洗化接続していくということの負担を減らしていくということも私は十分できるんじゃないかというふうに思うんです。

私は、この移住関係で、要は特区とかで90万円、180万円の補助がありますよね。あれも多分、改修とかに使えると思うんですよ。だから、移住してくる人にそういうのができても、住んでる人ができへんというのは、それは不公平とは言わないけれども、住んでる方がまず大事ですよね。だから、移住者の方の支援は支援でやったらいいですけども、今、住んでる方がそういった支援を受けて、可能だったら水洗化していくということは本当に早くしていかないといけないときじゃないかと思しますので、その辺、今、担当課でどういう議論をされているのか、それと、町長はその辺をどうお考えなのか答弁をお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、ご答弁させていただきます。

今の岡本委員のご質問です。まさにそのとおりでございます。

一つ前提としましては、町長が色んな答弁で言っていますように、ストックマネジメントがございます。これは何かと言いますと、機械の長寿命化を含めた今後の投資です。それがどんだけかかるかということが今一番の議論になろうかと思ってます。

本来ならば、うちの下水道につきましては、促進するためにもっともっと補助事業を考えればいいというのは確かにそのとおりだと思います。ただ、これには手前の縛りがありまして、下水道の整備ができた段階で3年以内に接続するという確約を取るわけです。その確約をきちっと守っていただいた方に対して奨励金というのがございましたけども、それを守られてなかったというところのペナルティーの部分でなかな

か補助事業が対象になりにくいというのが現実の中にございます。

ただ、環境省等との事業の中で、先ほど高山委員もご質問されてましたけども、要は、単独浄化槽が下水道計画地域内にあつて、これが水質を侵しているというのが日本全体の問題になっているというのが事実でございます。これに対する補助事業として、今、接続に30万円等々のお金を出すと。それから、単独浄化槽を貯水槽に置き換えたり撤去するのに9万円出すというような補助事業が昨年出てきてますので、この辺の事業も活用しながら、できるだけ早い時期につないでいただけるように持っていきたいというようなところはございます。

一番多いのは、やっぱりその前に単独浄化槽を整備された方で、まだ単独浄化槽が使えるんで、下水につながんでもいいよという形で安易に考えられた方が、今、一番接続率が悪いところの部分におられると。その方が高齢化されていて、息子がどうのこうのとかいう話になりまして、このままという話が出てきてますので、このあたりを今の創設された事業で何とかすくえないかということについては検討はしているところです。

一番の検討は、今の下水道施設自身にどれだけの今後の投資が必要なのかということも含めた中で、個々の接続についてももう少し細かな議論をしていききたいという時期に差しかかっているのではないかと担当課のほうでは考えています。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今の岡本委員のご質問ですけども、さきの高山委員からもいただきましたように、国の大きな流れとか、こうしていくべきだという法律までつくってやってきていると。正直なところ、ある意味では、私が勉強不足の面もたくさんあったわけなんですけど、そういう中で、こういった法律があるなら議論を進めていかなきゃならないということをご答弁申し上げました。

今、課長の答弁ありますように、そのときに私たちがいつもぶつかってきまされたのが、高齢者の1人とか2人の人に入ってくださいと。合併浄化槽からこっちでつくりますよと言ったかて、あとのランニングが大変だと言われますし、これは公共下水道をやってる地域でも、加入してもらえない、払わなきゃならんと。その1人、2人というのは非常に単価が高いんですね。3人、4人と超えてくるとそれなりにつくんですけど、1人、2人だったら高いと。

先ほどご質問にお答えしておったんですが、根本的にいろいろ考えていくと、これは早急にやっていかなきゃならんと。そういう意味で、私の足りないところも原課のほうで十分議論しながら、そういうことも含めて考えていかなきゃならんと、こういうふうには思っているところであります。

今、岡本委員が言われたように、ほかの制度との絡みというのもつくっているものがあるんですね、住宅を改修ときに。この辺との整合も含めながら、今ここのところをきちっと整理する。こっちは移住に重点を置いているけれども、恥ずかしいですが、この辺を整理し切れないところがあります。

今回のこの議会を通じて、こういったところが大事だということで、先ほど担当課からも、どちらの所管でも答弁をさせていただく機会をいただいておりますので、これを機会に、こういった皆さんのご質問を機にですね、何ができるかということしながらやっていくべきだというように思っております。

そういう意味で、この下水道関係、公共下水道と合併浄化槽、単一浄化槽と合併浄化槽、それと高齢者世帯、移住政策の住宅改修補助、いろいろとバラエティにとんできた中でどう整理していくかという、その辺のところをもう少しうちの中で議論していきたいと、このように思います。

○委員長（岡田 勇君）

質疑の途中でありますが、本日の予算特別委員会はこれぐらいにとどめ、延会したいと思います。

なお、次回の予算特別委員会は、明日 16 日午前 9 時 30 分より本議場で開会いたしますので、ご参集願います。

本日はご苦労さまでした。

午後 4 時 29 分 延会

令和 4 年 3 月 3 1 日

予算特別委員会委員長 岡 田 勇